

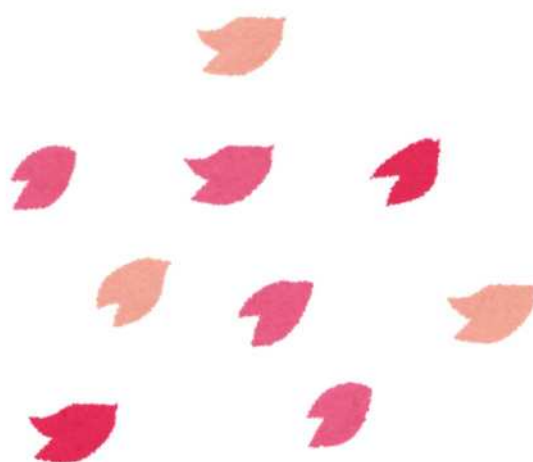
北区障害者計画 2021

令和3～8年度（2021～2026年度）

第6期北区障害福祉計画 第2期北区障害児福祉計画

令和3～5年度（2021～2023年度）

（案）



（イラストはイメージです。）

令和2年11月



目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 障害者施策に関する近年の国の動向について	2
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
第2章 北区の現状と課題	9
1 障害者・障害児人口の状況	9
2 アンケート調査結果からみえる現状	18
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 計画の基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策体系	36
4 北区障害者計画2021 重点施策	44
第4章 施策の展開	46
1 自分らしく生き生きと暮らすために	46
2 住み慣れた地域で安心して暮らすために	62
3 とともに支え合う地域社会をめざして	76

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 （第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）	87
1 成果目標	87
2 障害福祉サービスの見込量（活動指標）	91
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）	98
4 障害児通所支援等の見込量（活動指標）	107
第6章 計画の推進	109
1 計画の推進体制	109
2 計画の進行管理	110
資料編	111
1 サービス見込量（活動指標）一覧	111
2 策定体制	114
3 用語解説	122

凡 例

1. 本計画で、新規事業に位置付けた事業には「☆」をつけています。
2. 前期計画から行っている事業で内容を充実・拡大（レベルアップ）する事業には「☑」をつけています。

1 計画策定の背景と趣旨

国は、平成 25 年 4 月に、地域社会における共生の実現に向けて、障害の定義に難病等を追加するとともに、障害福祉サービスの充実等障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障害のある方の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対するきめ細かな対応等を図ることとされました。

また、平成 26 年 1 月には、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」を批准し、国内法令の整備として、平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

障害福祉に関する制度の整備が進む一方で、障害のある方の高齢化と障害の重度化等により複合的な課題を抱えるといった状況がみられ、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある方が、地域で安心して生活できる基盤の整備が求められています。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

東京都においては、国際連合が提唱した「国際障害者年」（昭和 56 年）を契機に、障害者計画が策定され、その後数度の改正を経て、平成 30 年度からは「東京都障害者・障害児施策推進計画」による障害者施策の推進が図られています。

北区では、平成 12 年 3 月に、ノーマライゼーションの実現に向けた障害保健福祉施策を推進するために「北区障害者計画」を策定し、その後 3 期にわたる見直しを行い、『一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして』を基本理念として、

障害者施策の充実に取り組んできました。また、平成30年3月には、令和2年度を目標とした障害福祉サービス等の提供体制の確保策に関して定めた「第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画」を策定しました。

本計画は、こうした背景のもとに国や東京都等の動向を踏まえ、新たな障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画として、今後充実させるべき施策や具体的事業を体系的に整理し、総合的な障害者施策の一層の充実を図っていくことを目指すものです。

2 障害者施策に関する近年の国の動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

- ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

ウ 学校教育法等の一部改正（平成30年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度の創設が盛り込まれた。

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

（3）障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しの動向

① 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）（令和2年告示）の主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を

盛り込む。

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援に取り組むための仕組み作りについて盛り込む。
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・関係者等の連携の機会の確保、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置を盛り込む。

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多岐にわたる障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について盛り込む。

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む。
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある。

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

ウ 障害者の社会参加等を支える取組

（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障害者が文化芸術を享受・創造・発表する機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

エ 依存症対策の推進

- 地域においてさまざまな関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を行う必要がある（依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施、幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援）。

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある。
- 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある。
- 障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である。
- 障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施体制も検討することが必要である。
- 地域における重症心身障害児や医療的ケア児の人数・ニーズの把握が必要である。
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。

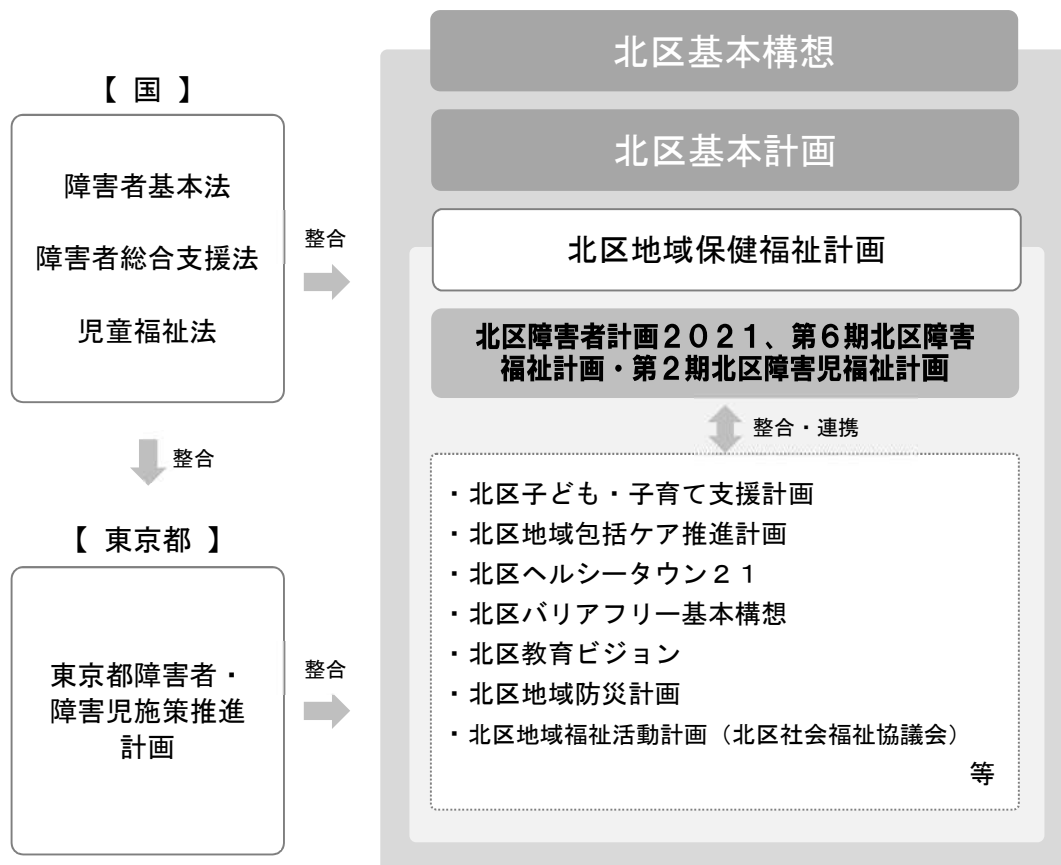
3 計画の位置付け

障害者計画は、区における障害者施策に関する基本計画としての性格を有し、基本理念のほか、広範な施策分野にわたって達成すべき目標を掲げており、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

また、本計画は、区の将来像を描いた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」、区の地域福祉の基本的な方向性を示している「北区地域保健福祉計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を確保しながら、障害福祉施策の全般を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

なお、策定に当たっては、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づいて厚生労働大臣が定めた基本指針の内容を踏まえるとともに、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」における障害者施策との整合性を図りました。



4 計画の期間

障害者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
北区障害者計画 2021					
第6期北区障害福祉計画 第2期北区障害児福祉計画			第7期北区障害福祉計画 第3期北区障害児福祉計画		

5 計画の策定体制

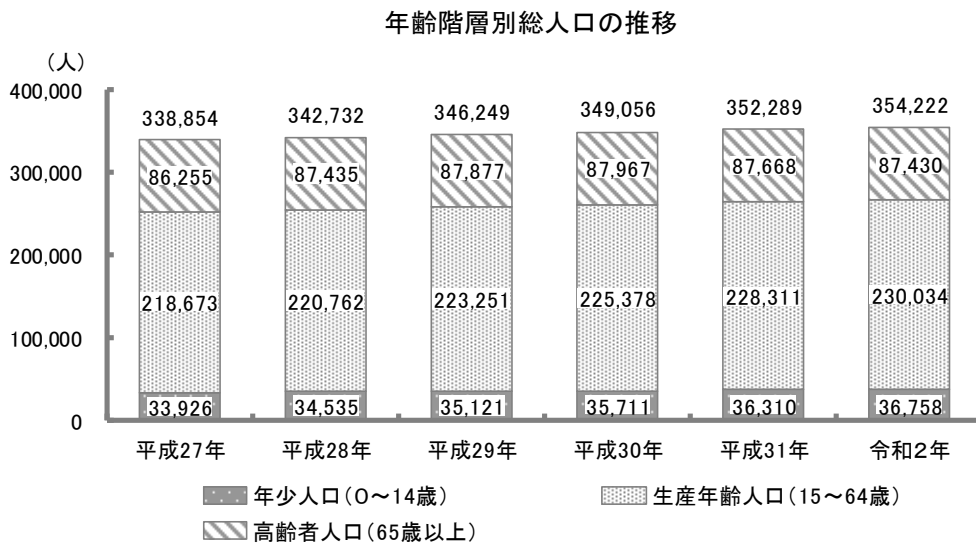
策定に当たっては、令和元年度に実施した障害者実態・意向調査の結果を踏まえるとともに、北区自立支援協議会及び専門部会、北区障害者計画等検討委員会において、区の課題、今後の施策の方向性や具体的な取組についての検討を行いました。

1 障害者・障害児人口の状況

(1) 総人口の推移

北区の総人口は、令和2年4月1日現在354,222人で、増加傾向にあります。

年齢階層別に見ると、過去5年間で、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばい状態ですが、年少人口（14歳以下）は8.4%増、生産年齢人口（15歳～64歳）は5.2%増と、増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者数の等級別の推移

身体障害者手帳所持者数の推移はほぼ横ばいの状態が続き、令和元年度末時点では、11,871人となっています。等級別にみると、令和元年度末時点で1級が4,114人(34.7%)で最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	4,167	4,225	4,181	4,164	4,114
2級	1,910	1,894	1,870	1,857	1,852
3級	2,048	2,039	1,978	1,981	1,937
4級	2,757	2,763	2,745	2,790	2,751
5級	555	552	544	556	553
6級	642	669	669	659	664
合計	12,079	12,142	11,987	12,007	11,871

資料：庁内調べ（各年度末時点）

②身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和元年度末時点では、肢体不自由が5,718人(48.2%)と最も多く、次いで内部障害が3,977人(33.5%)となっています。また、内部障害の手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移

単位：人

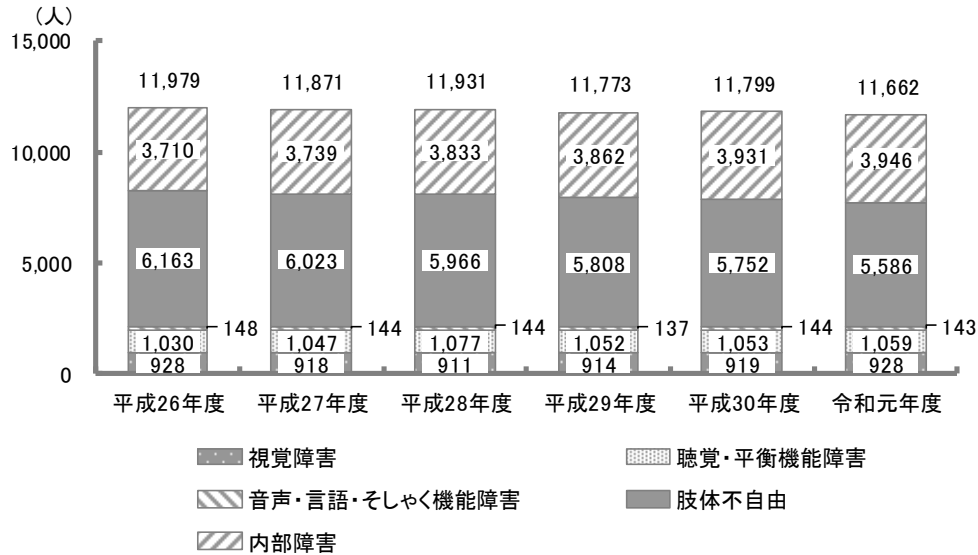
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
視覚障害	941	928	922	927	930	936
聴覚・平衡機能障害	1,071	1,085	1,118	1,089	1,091	1,096
音声・言語・そし やく機能障害	149	144	144	137	145	144
肢体不自由	6,292	6,149	6,091	5,938	5,877	5,718
内部障害	3,744	3,773	3,867	3,896	3,964	3,977
合計	12,197	12,079	12,142	11,987	12,007	11,871

資料：庁内調べ（各年度末時点）

③身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移（18歳以上）

身体障害者手帳所持者の大半は18歳以上であり、令和元年度末時点で18歳以上が11,662人（98.2%）となっています。障害の種類別にみると、肢体不自由が5,586人（47.9%）で最も多く、次いで内部障害が3,946人（33.8%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移（18歳以上）

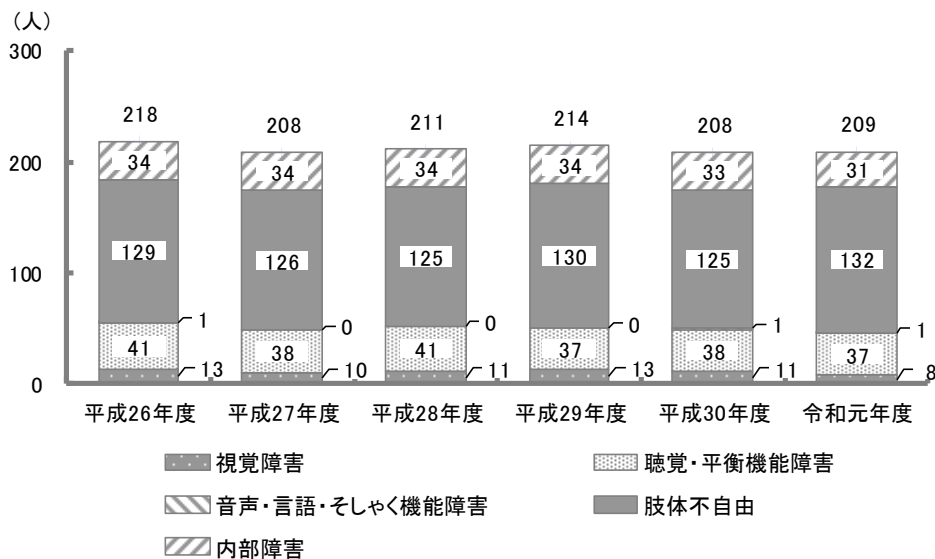


資料：庁内調べ（各年度末時点）

④身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和元年度末時点で、肢体不自由が132人（63.2%）で最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が37人（17.7%）となっています。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満）



資料：庁内調べ（各年度末時点）

(3) 「愛の手帳」所持者数の推移

① 「愛の手帳」所持者数の程度別の推移

知的障害者に交付される「愛の手帳」（東京都療育手帳）の所持者数は年々増加しており、平成26年度末の2,091人に比べて、令和元年度末では2,407人と15.1%増となっています。

程度別にみると、令和元年度末時点で、4度（軽度）が1,156人（48.0%）で最も多く、次いで2度（重度）が611人（25.4%）となっています。

「愛の手帳」所持者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1度（最重度）	58	61	62	64	64	65
2度（重度）	565	576	583	590	599	611
3度（中度）	536	542	551	558	567	575
4度（軽度）	932	970	1,022	1,066	1,119	1,156
合計	2,091	2,149	2,218	2,278	2,349	2,407

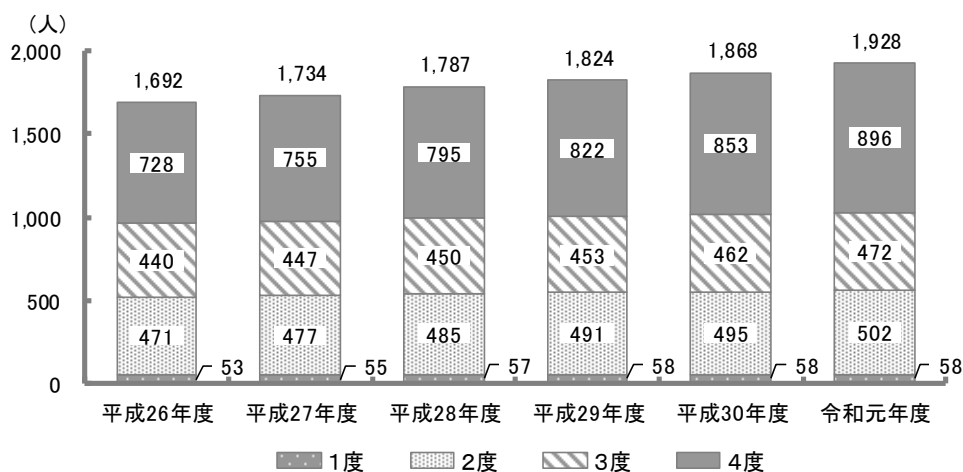
資料：庁内調べ（各年度末時点）

② 「愛の手帳」所持者数の障害の程度別の推移（18歳以上）

「愛の手帳」所持者を年代別に見ると、18歳以上が80.1%となっています。

程度別の推移をみると、令和元年度末時点で、4度（軽度）が896人（46.5%）で最も多く、次いで2度（重度）が502人（26.0%）となっています。

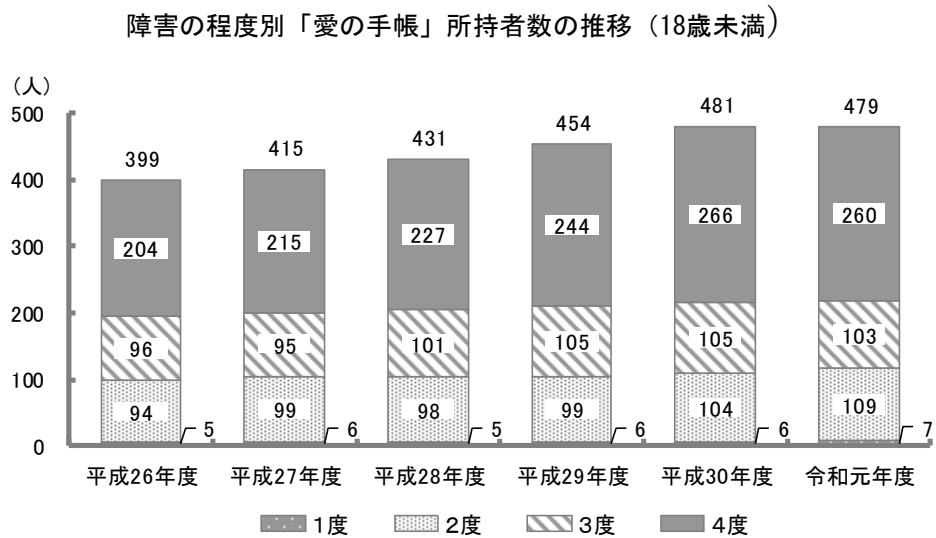
障害の程度別「愛の手帳」所持者数の推移（18歳以上）



資料：庁内調べ（各年度末時点）

③ 「愛の手帳」所持者数の障害の程度別の推移（18歳未満）

18歳未満の「愛の手帳」所持者数の障害の程度別の推移をみると、令和元年度末時点で、4度（軽度）が260人（54.3%）と半数以上を占めています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成26年度末の2,281人に比べ、令和元年度末では3,394人と48.8%増となっています。

等級別にみると、令和元年度末時点で、2級が1,636人（48.2%）で最も多く、次いで3級が1,570人（46.3%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

単位：人

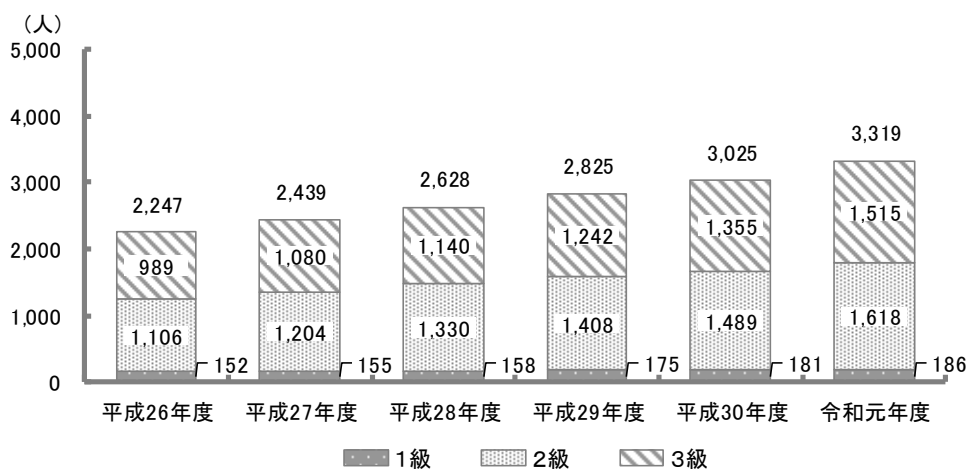
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	153	156	159	176	184	188
2級	1,116	1,210	1,342	1,414	1,507	1,636
3級	1,012	1,106	1,177	1,285	1,399	1,570
合計	2,281	2,472	2,678	2,875	3,090	3,394

資料：庁内調べ（各年度末時点）

②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（18歳以上）

精神障害者保健福祉手帳所持者の大半は18歳以上であり、令和元年度末時点で18歳以上が3,319人（97.8%）となっています。等級別にみると、2級が1,618人（48.7%）で最も多く、次いで3級が1,515人（45.6%）となっています。

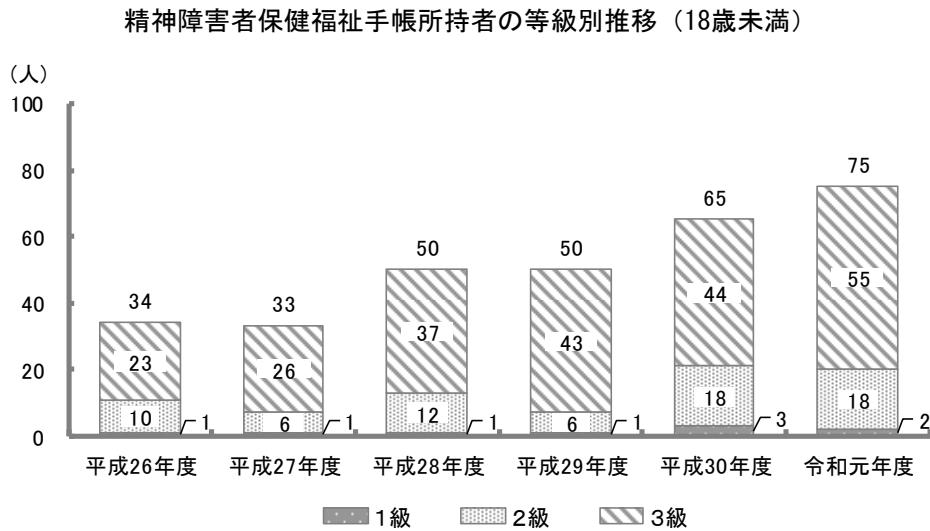
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（18歳以上）



資料：庁内調べ（各年度末時点）

③精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（18歳未満）

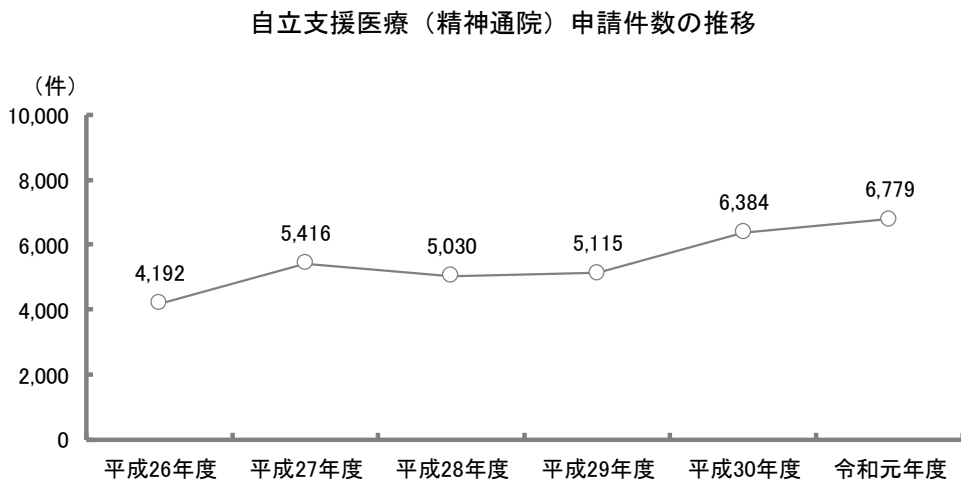
18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移(18歳未満)をみると、令和元年度末時点で、3級が55人(73.3%)で最も多く、次いで2級が18人(24.0%)となっています。



資料：庁内調べ（各年度末時点）

④自立支援医療（精神通院）申請件数の推移

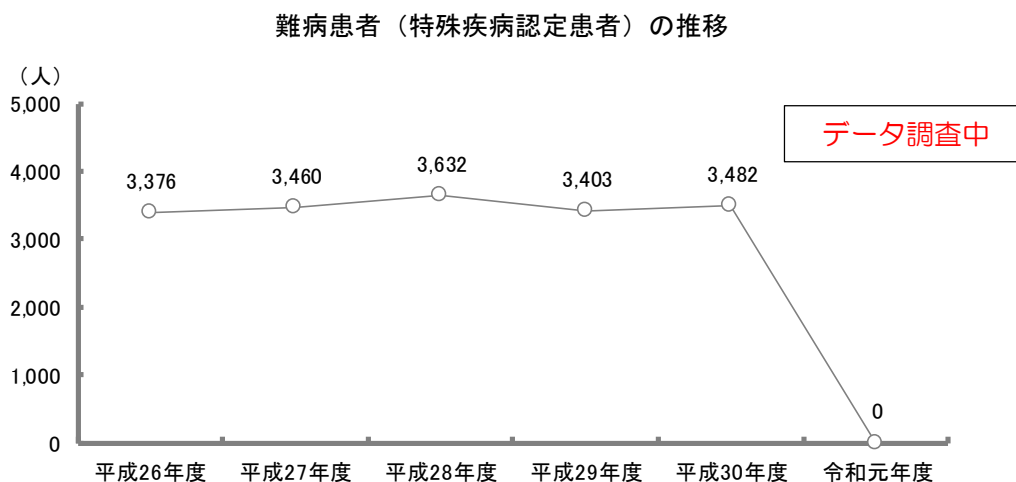
自立支援医療（精神通院）申請件数の推移をみると、平成26年度の4,192件が令和元年度には6,779件と増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末時点）

(5) 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移

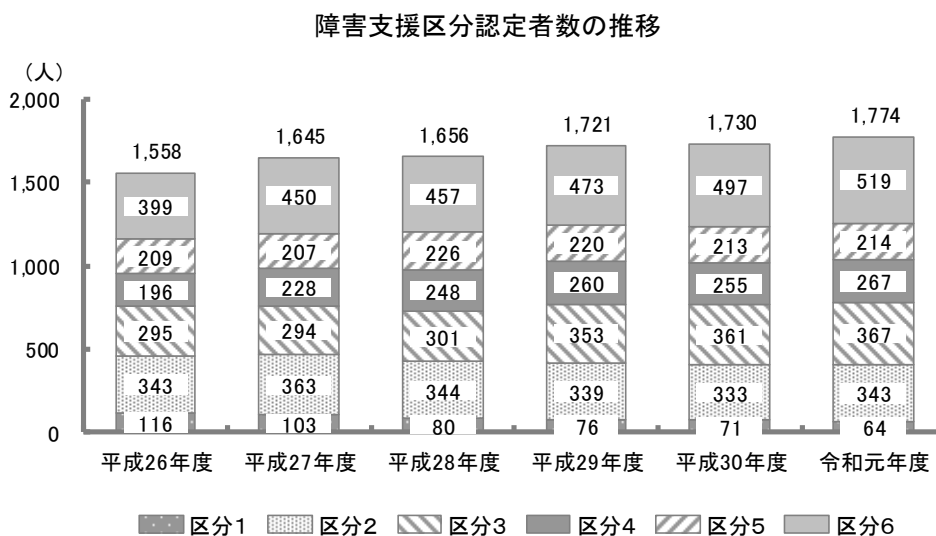
難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移をみると、令和元年度末時点で●人で、増加（減少）傾向にあります。



資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」

(6) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数は、年々増加しており、平成26年度の1,558人に比べ、令和元年度では1,774人と13.9%増となっています。区別では、令和元年度末時点で、区分6が519人（29.3%）で最も多くなっています。

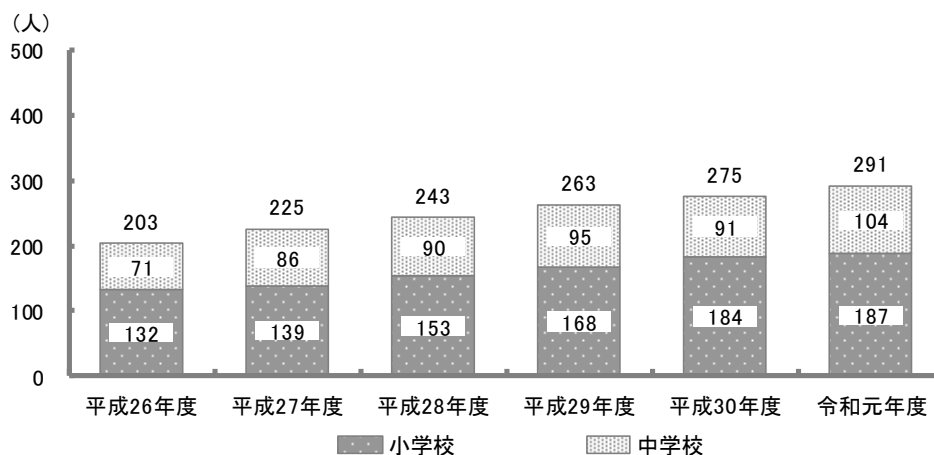


資料：庁内調べ（各年度末時点）

(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級（固定学級）在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和元年度5月1日現在187人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和元年度5月1日現在104人で、増加傾向にあります。

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

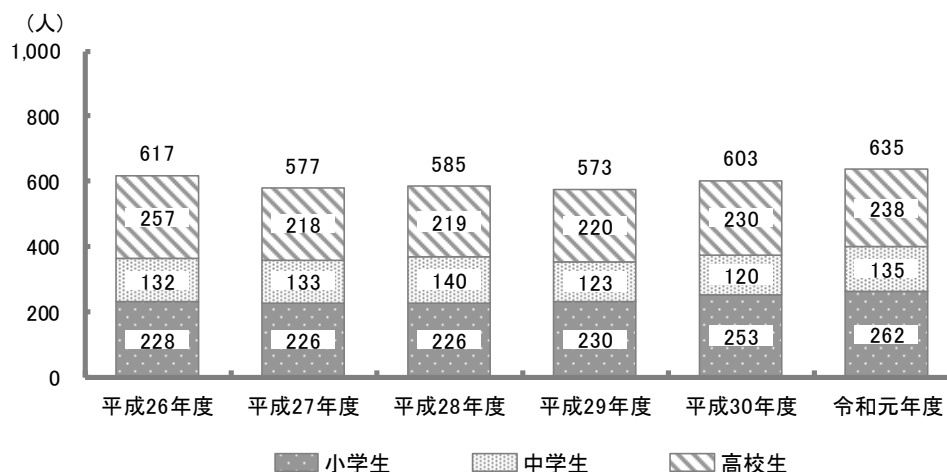


資料：東京都教育庁学級編制調査（各年度5月1日時点）

(8) 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和元年度5月1日現在262人で、増加傾向にあります。また、中学生は令和元年度末現在135人で、増減を繰り返しており、高校生は令和元年度末現在238人で、増加傾向にあります。

特別支援学校在籍者の推移



資料：学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年度5月1日時点）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の目的

北区障害者計画の改定に当たり、北区内に居住する障害者、障害児及び難病患者の生活実態や障害福祉施策等のニーズを把握し、計画改定の基礎資料とすることを目的として、「北区障害者実態・意向調査」(アンケート調査)を実施しました。

(2) 調査基準日

令和2年1月1日(調査期間：令和2年1月6日～令和2年1月27日)

(3) 調査対象者

No.	調査対象者	配付数
1	身体障害者(身体障害者手帳所持者)	1,796
2	知的障害者(愛の手帳所持者)	699
3	精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)	686
4	難病患者(特定医療費(指定難病)受給者証又はマル都医療券所持者)	800

※ 対象者には障害児を含みます。

(4) 調査方法

- ・ 調査票を郵送により配付・回収する方法で実施
- ・ 視覚障害者には文字拡大版調査票を、知的障害者にはルビ付き版調査票を配付
- ・ 調査対象者の希望があった場合は、手話通訳者による相談や音訳版CDの貸し出しを実施

(5) 回収状況

配付数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
3,981	1,976	2	1,974	49.6%

※ 障害種別の有効回収率

身体障害者(53.0%)、知的障害者(50.5%)、精神障害者(40.1%)、難病患者(53.9%)

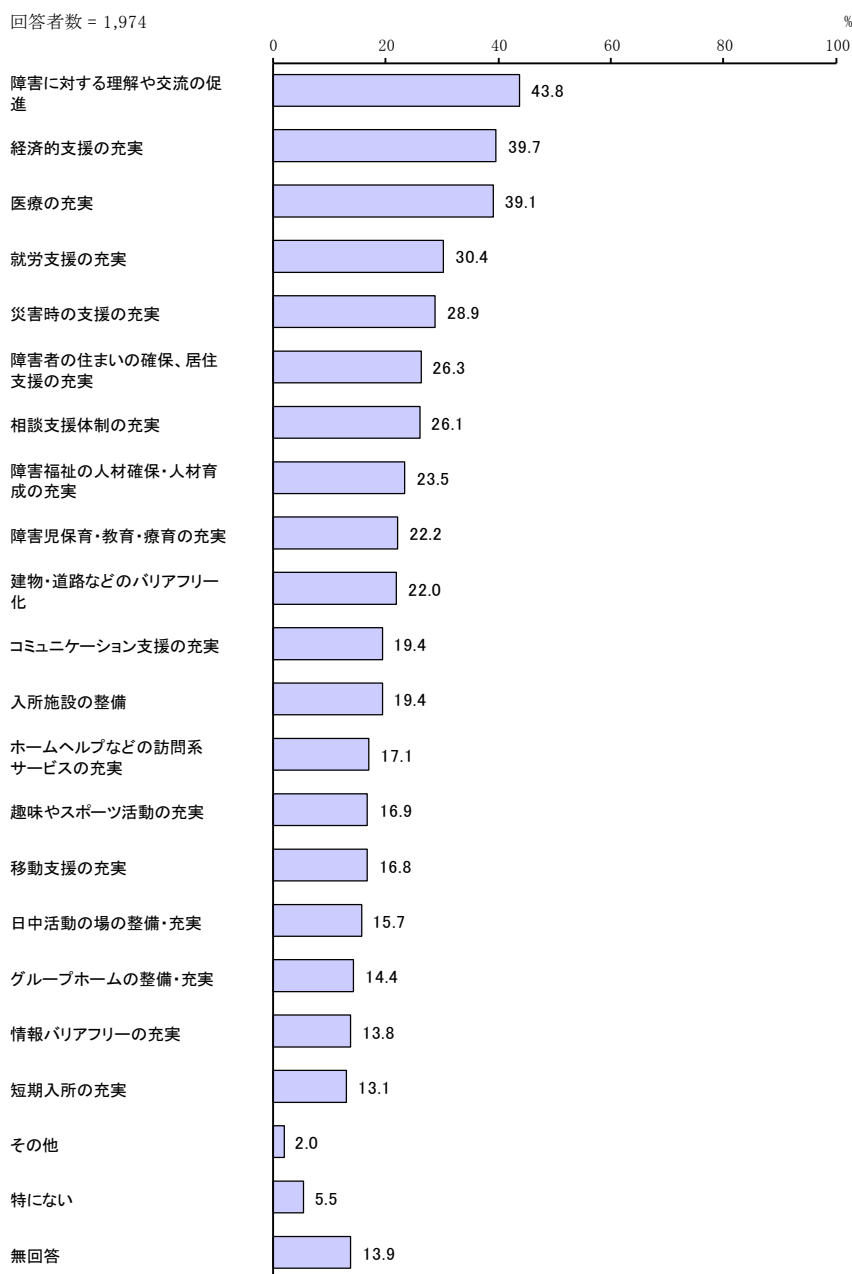
(6) 主な調査結果

1) 区の施策について

① 地域で安心して暮らすために重要な施策

全体では、「障害に対する理解や交流の促進（43.8%）」が最も多く、次いで「経済的支援の充実（39.7%）」、「医療の充実（39.1%）」、「就労支援の充実（30.4%）」となっています。

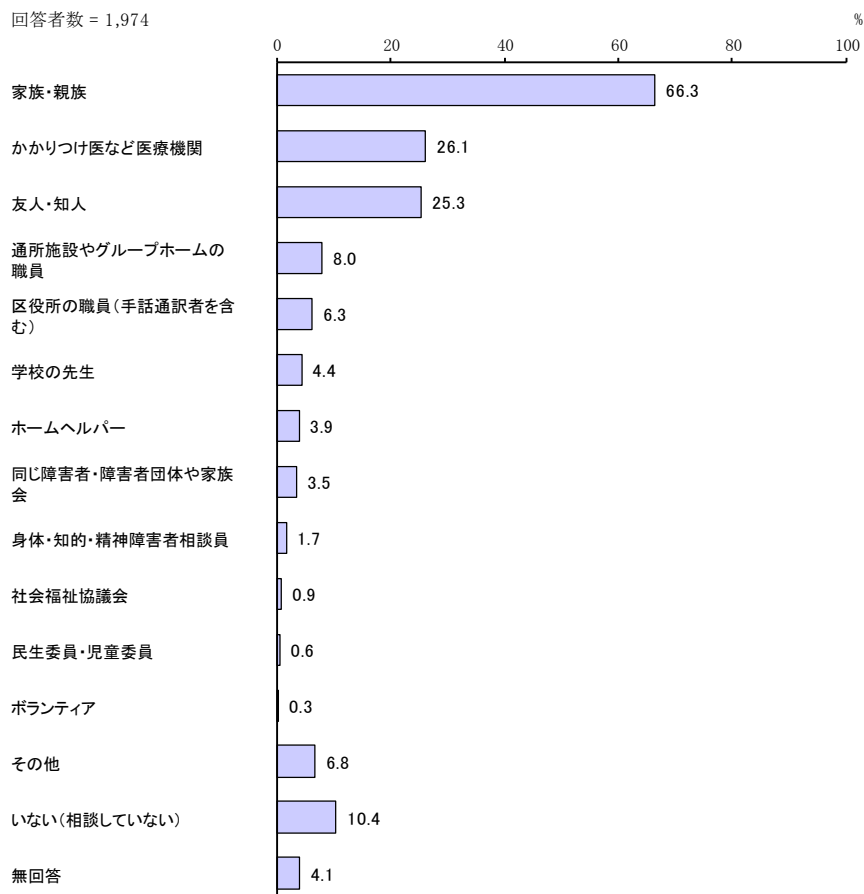
年齢別にみると、身体障害、知的障害では、18歳未満で「障害に対する理解や交流の促進」、「障害児保育・教育・療育の充実」が多くなっています。



2) 相談支援について

① 困ったときの相談先

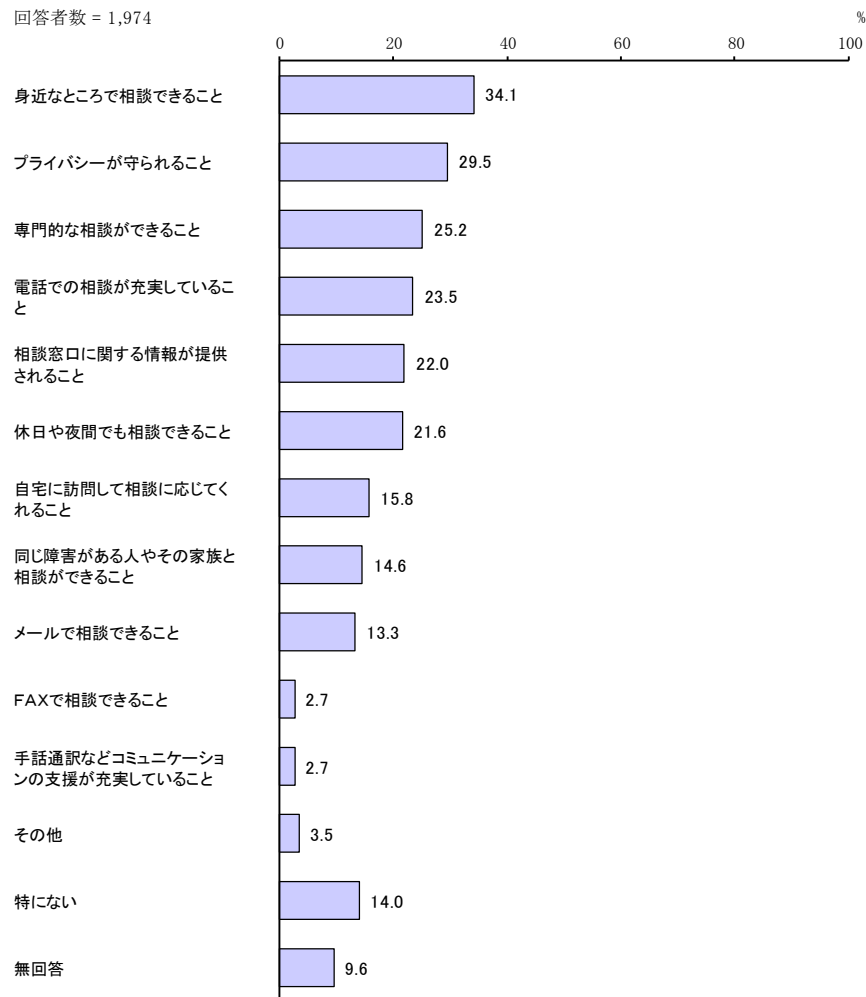
全体では、「家族・親族（66.3%）」が最も多く、次いで「かかりつけ医など医療機関（26.1%）」、「友人・知人（25.3%）」、「通所施設やグループホームの職員（8.0%）」となっています。



② 相談しやすい体制作りのために必要なこと

全体では、「身近なところで相談できること（34.1%）」が最も多く、次いで「プライバシーが守られること（29.5%）」、「専門的な相談ができること（25.2%）」、「電話での相談が充実していること（23.5%）」となっています。

障害別にみると、精神障害では「プライバシーが守られること」が最も多くなっています。

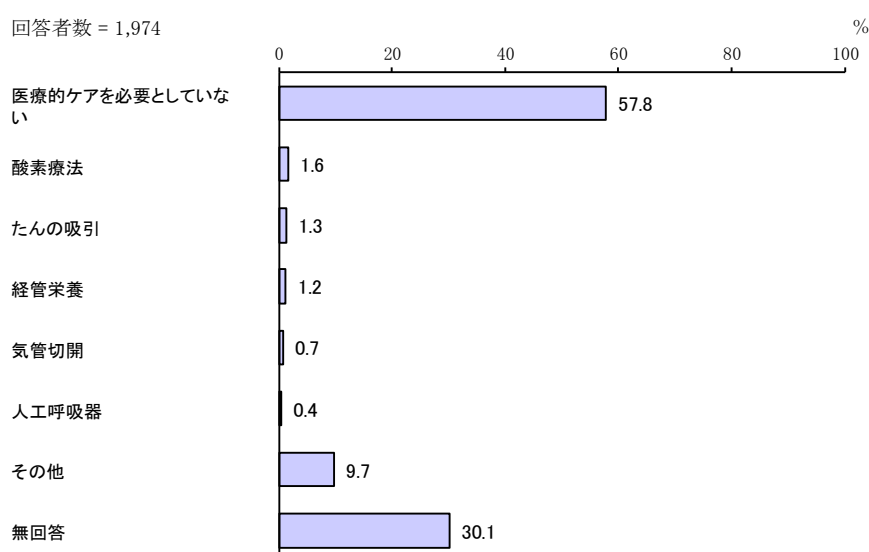


3) 医療について

① 医療的ケアの必要性

全体では、「医療的ケアを必要としていない」と無回答を足した合計が9割弱となっています。医療的ケアの内容では、「酸素療法（1.6%）」が最も多く、次いで「たんの吸引（1.3%）」、「経管栄養（1.2%）」となっています。

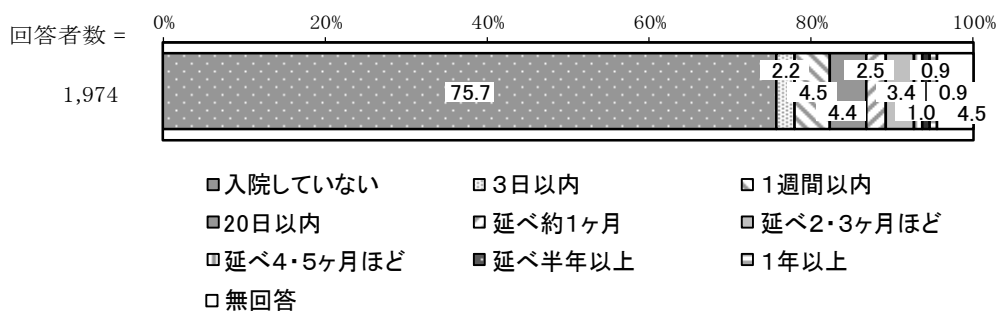
年齢別に見ると、身体障害・18歳未満では「たんの吸引」「経管栄養」が特に多くなっています。



② 最近1年間の入院状況

全体では、「入院していない（75.7%）」が最も多く、次いで「1週間以内（4.5%）」、「20日以内（4.4%）」、「延べ2・3ヶ月ほど（3.4%）」となっています。

障害別に見ると、精神障害では「延べ半年以上」「1年以上」の長期入院者がやや多くなっています。

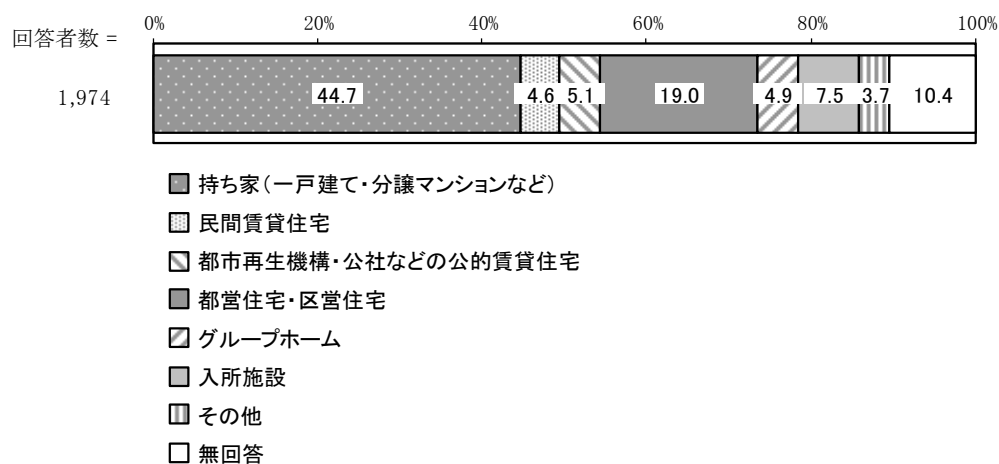


4) 住居について

① 将来の住まいの希望

全体では、「持ち家（一戸建て・分譲マンションなど）（44.7%）」が最も多く、次いで「都営住宅・区営住宅（19.0%）」、「入所施設（7.5%）」となっています。

障害別にみると、知的障害では「グループホーム」がやや多くなっています。

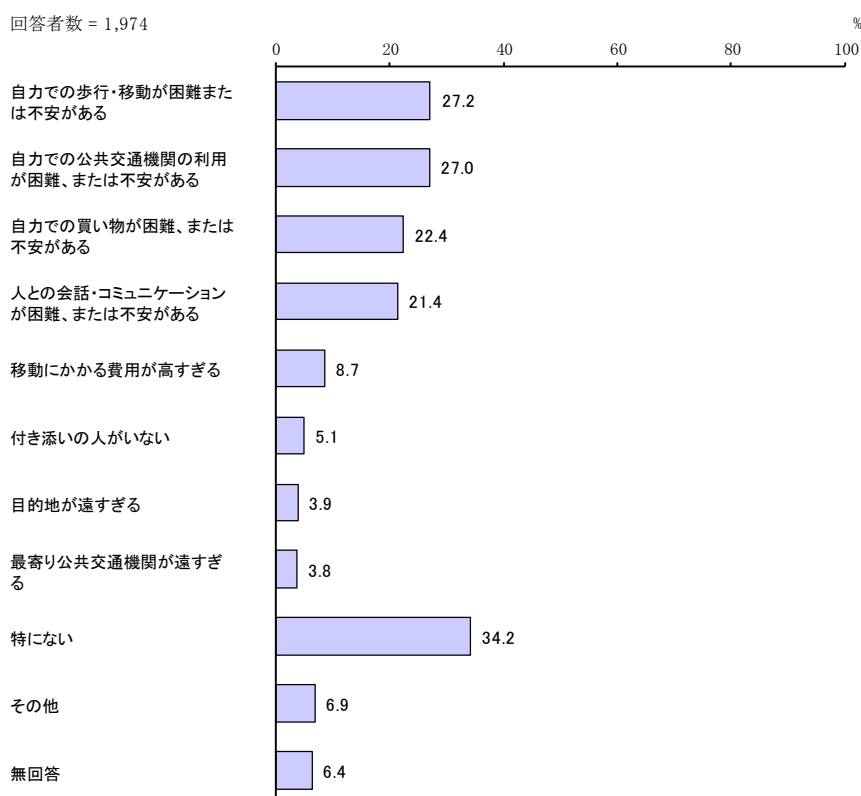


5) 外出・地域環境・交通について

① 外出に関して困っていること

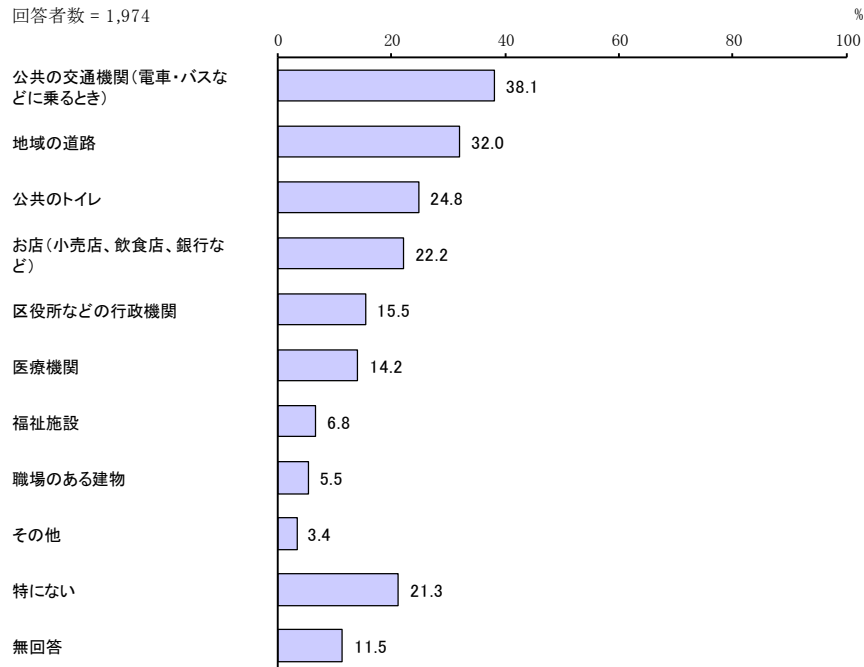
全体では、「自力での歩行・移動が困難または不安がある（27.2%）」が最も多く、次いで「自力での公共交通機関の利用が困難、または不安がある（27.0%）」、「自力での買い物が困難、または不安がある（22.4%）」となっています。

障害別にみると、知的障害、精神障害では「人との会話・コミュニケーションが困難、または不安がある」が最も多くなっています。



② バリアフリー化への希望

全体では、「公共の交通機関（電車・バスなどに乗るとき）（38.1%）」が最も多く、次いで「地域の道路（32.0%）」、「公共のトイレ（24.8%）」、「お店（小売店、飲食店、銀行など）（22.2%）」となっています。

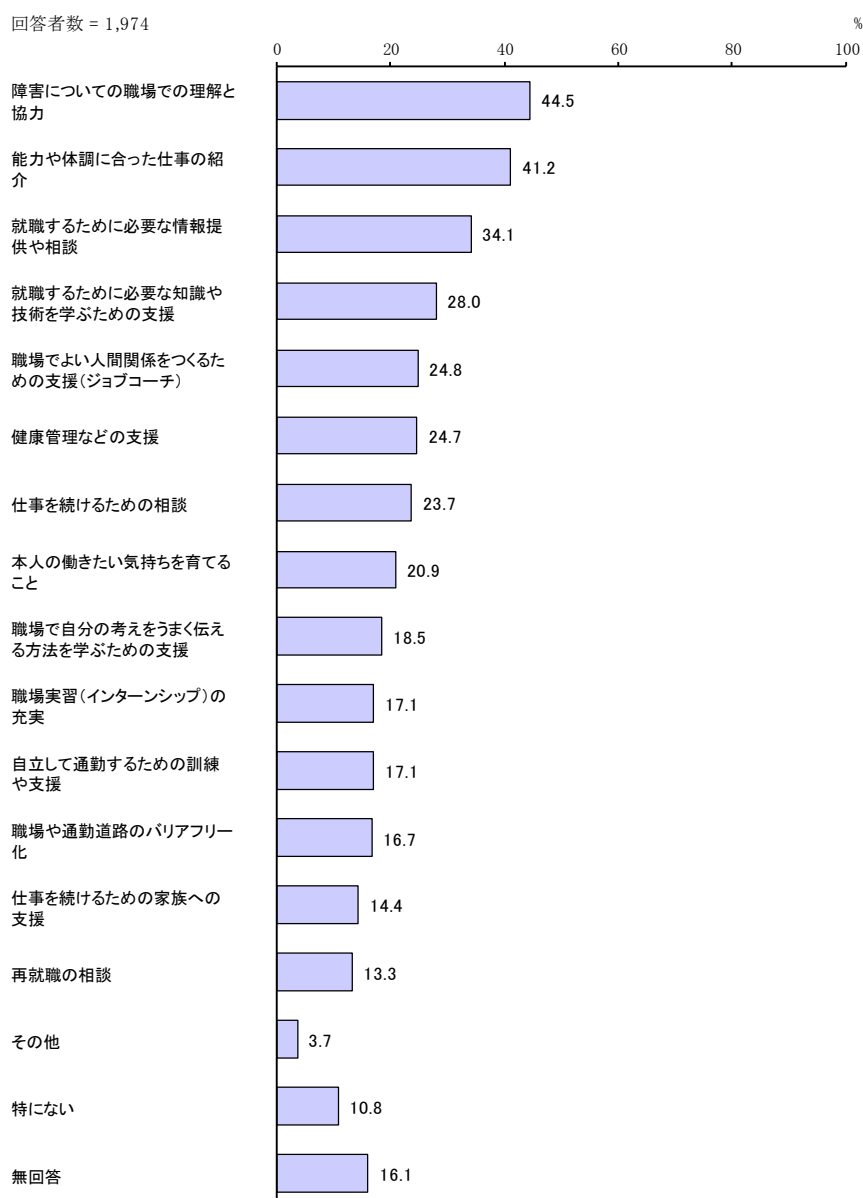


6) 就労について

① 働くために必要な支援

全体では、「障害についての職場での理解と協力(44.5%)」が最も多く、次いで「能力や体調に合った仕事の紹介(41.2%)」、「就職するために必要な情報提供や相談(34.1%)」、「就職するために必要な知識や技術を学ぶための支援(28.0%)」となっています。

障害別にみると、難病では「能力や体調に合った仕事の紹介」が最も多くなっています。



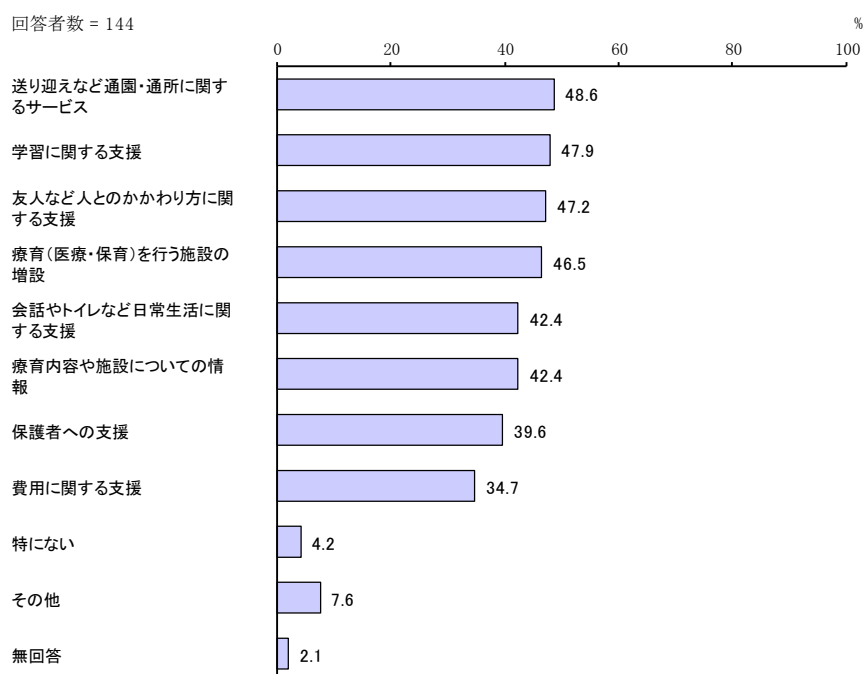
7) 障害児について

① 療育に関しての希望

全体では、「送り迎えなど通園・通所に関するサービス（48.6%）」が最も多く、次いで「学習に関する支援（47.9%）」、「友人など人とのかかわり方に関する支援（47.2%）」、「療育（医療・保育）を行う施設の増設（46.5%）」となっています。

障害別にみると、知的障害では「友人など人とのかかわり方に関する支援」、「療育を行う施設の増設」が最も多くなっています。

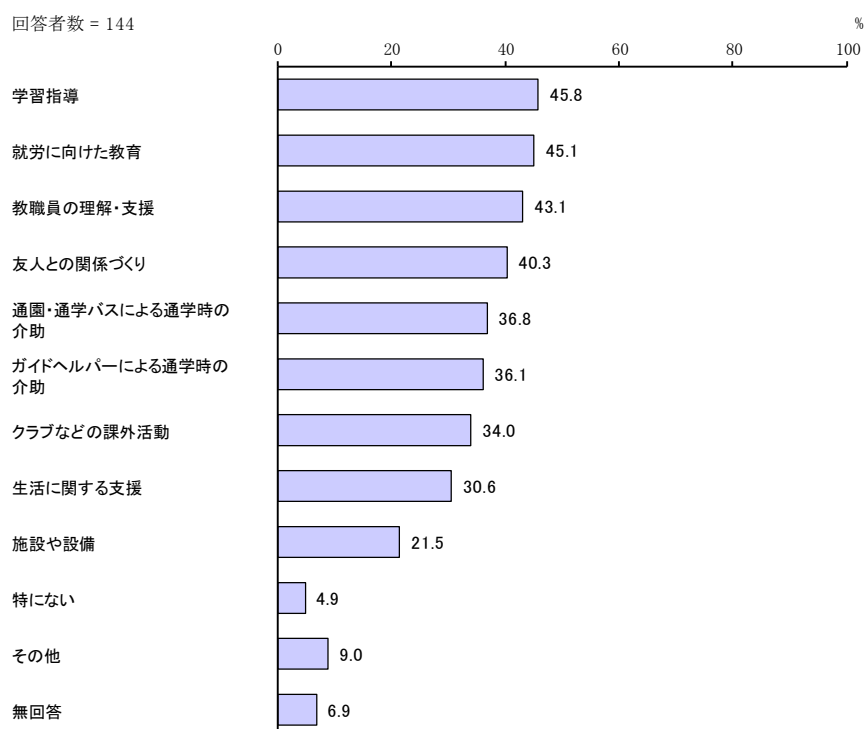
平成25年度調査と比べて、「送り迎えなど通園・通所に関するサービス」が15.3ポイント増加しています。



② 小学生～高校生の教育や学校生活に関する希望

全体では、「学習指導(45.8%)」が最も多く、次いで「就労に向けた教育(45.1%)」、「教職員の理解・支援(43.1%)」、「友人との関係づくり(40.3%)」となっています。

障害別にみると、身体障害では「教職員の理解・支援」が、知的障害では「就労に向けた教育」が最も多くなっています。



8) 災害時等の支援について

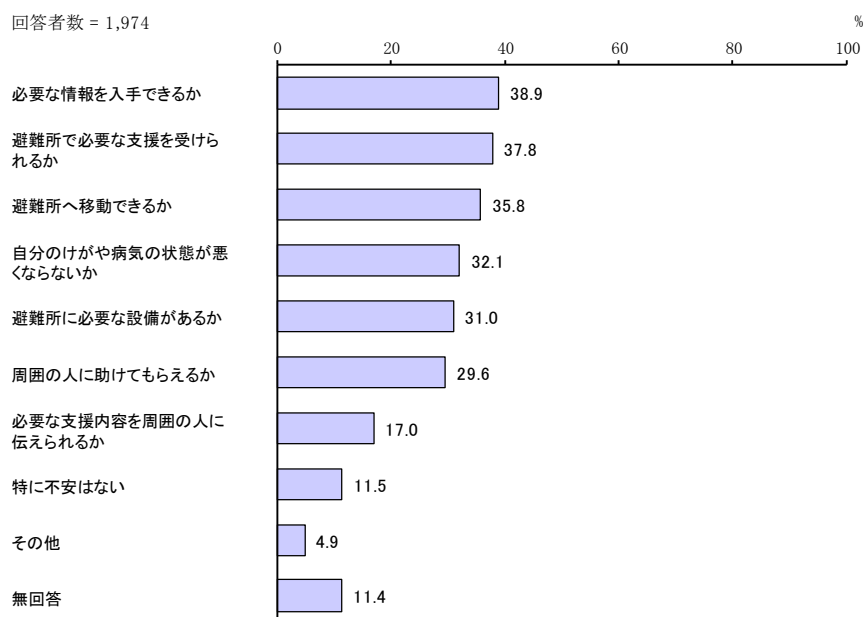
① 災害への不安として感じること

全体では、「必要な情報を入手できるか(38.9%)」が最も多く、次いで「避難所で必要な支援を受けられるか(37.8%)」、「避難所へ移動できるか(35.8%)」となっています。

障害別にみると、身体障害では「避難所へ移動できるか」が、知的障害では「避難所で必要な支援を受けられるか」が、精神障害、難病では「自分のけがや病気の状態が悪くならないか」が最も多くなっています。

身体障害の種類別にみると、聴覚・平衡機能障害では「必要な情報を入手できるか」が、音声・言語・そしゃく機能障害では「避難所で必要な支援を受けられるか」が多くなっています。

平成25年度調査と比べて、「必要な情報を入手できるか」が16.9ポイント増加しています。

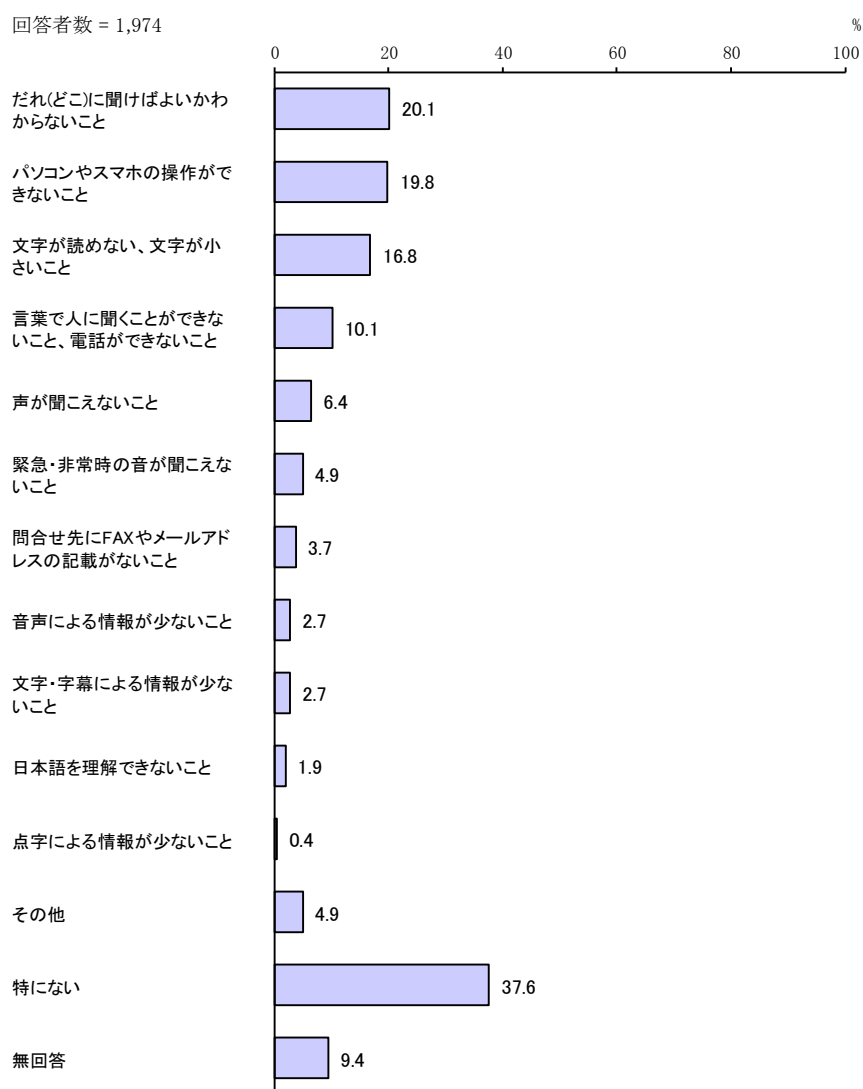


9) 情報について

① 情報入手に関して困っていること

全体では、「だれ(どこ)に聞けばよいかわからない(20.1%)」が最も多く、次いで「パソコンやスマホの操作ができない(19.8%)」、「文字が読めない、文字が小さい(16.8%)」、「言葉で人に聞くことができない、電話ができない(10.1%)」となっています。

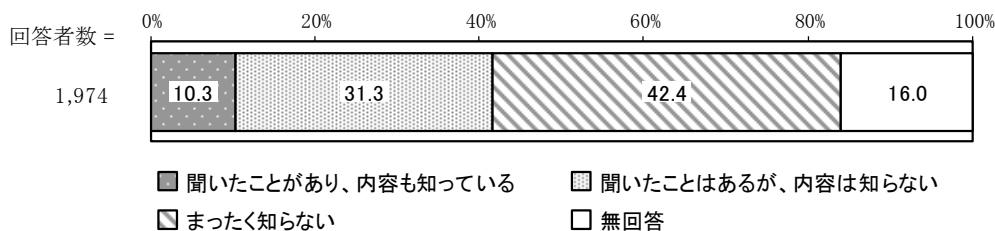
障害別に見ると、身体障害では「パソコンやスマホの操作ができない」が最も多く、障害の種類別に見ると、聴覚・平衡機能障害では「声が聞こえない」「緊急・非常時の音が聞こえない」が多くなっています。



10) 権利擁護について

① 障害者差別解消法の認知状況

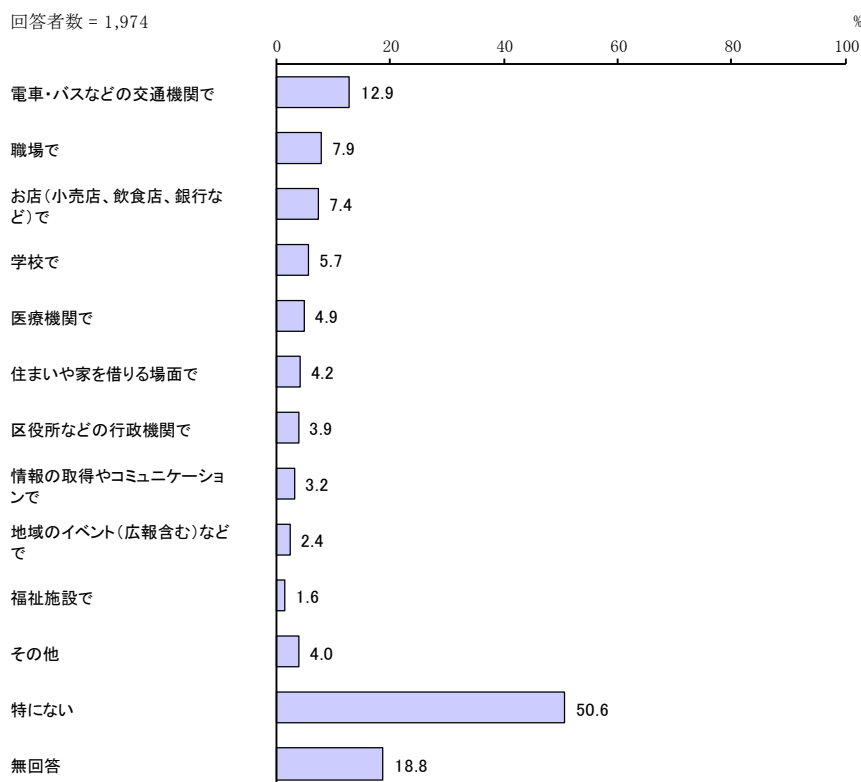
全体では、「まったく知らない(42.4%)」が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない(31.3%)」、「聞いたことあり、内容も知っている(10.3%)」となっています。



② 障害を理由とする差別を感じた経験

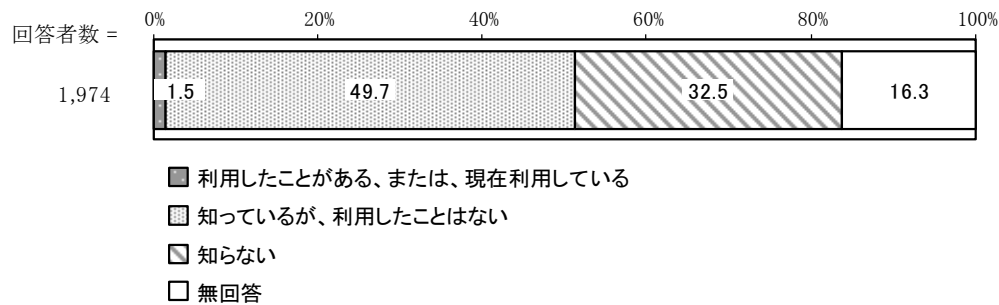
全体では、「電車・バスなどの交通機関で(12.9%)」が最も多く、次いで「職場で(7.9%)」、「お店(小売店、飲食店、銀行など)で(7.4%)」、「学校で(5.7%)」となっています。

身体障害の種類別にみると、視覚障害では「電車・バスなどの交通機関で」、「お店(小売店、飲食店、銀行など)で」が、肢体不自由では「電車・バスなどの交通機関で」がやや多くなっています。



③ 成年後見制度の認知と利用

全体では、「知っているが、利用したことはない(49.7%)」が最も多く、次いで「知らない(32.5%)」、「利用したことがある、または、現在利用している(1.5%)」となっています。

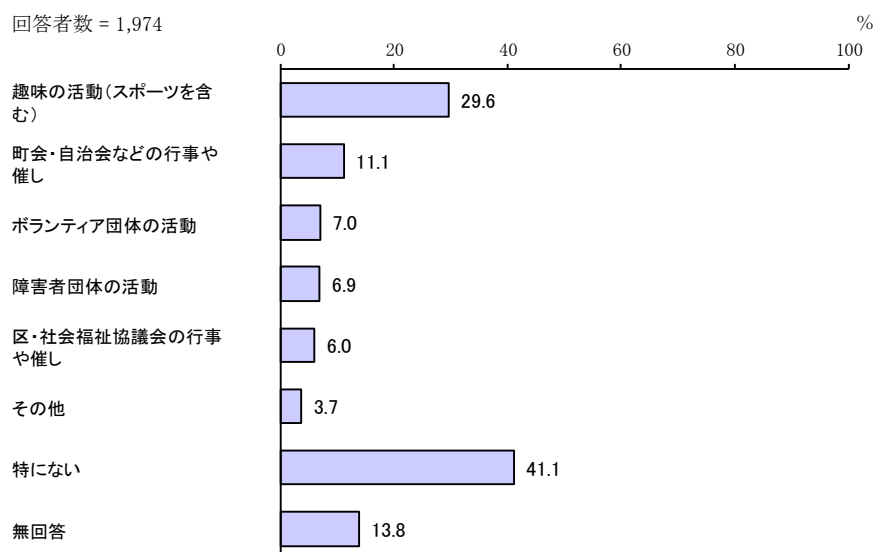


11) 社会参加について

① 今後取り組みたい社会活動

全体では、「趣味の活動(スポーツを含む)(29.6%)」が最も多く、次いで「町会・自治会などの行事や催し(11.1%)」、「ボランティア団体の活動(7.0%)」、「障害者団体の活動(6.9%)」となっています。

障害別に見ると、知的障害では「障害者団体の活動」がやや多くなっています。



イラスト

1 計画の基本理念

障害者基本法では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

そのため、本計画の推進に当たっては、障害の有無にかかわらず地域の中でともに生活し、活動していける「ノーマライゼーション」社会の実現を目指して、地域のさまざまな障壁を乗り越え、改めつつ、社会全体の「リハビリテーション」を展開するための総合的な施策の推進を図ることが大切です。

以上のことを踏まえ、本計画では、これまでの北区障害者計画の理念を引き継ぎ、『一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして』を基本理念として掲げ、障害のある方が自ら選び、決め、行動する権利を最大限に尊重するとともに、必要な支援を受けながら、教育、就労、その他社会のあらゆる活動に参加し、すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指します。

基本理念

一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして



2 基本目標

基本理念を具体化するための方向性として、次の3つの基本目標を設定し、各種の障害者施策の展開を図ることとします。

(1) 自分らしく生き生きと暮らすために

障害があっても、自らの生活を自らの選択により作り上げ、生き生きと暮らすことができる地域社会を実現するために、必要なサービスにつなげる相談支援体制の充実、質の高い障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供、障害のある子どもに対する支援の充実を進めます。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らすために

社会経済情勢の変化に伴い、ライフスタイルが多様化するなかで、障害のある人においても、住み慣れた地域で生活の質の向上を図れるように、障害の特性や能力に応じた就労の拡大や活動の機会の提供、住まいや日中活動の場の整備、安全で安心な暮らしの確保、多様な生き方を実現する社会参加の促進を進めます。

(3) とともに支え合う地域社会をめざして

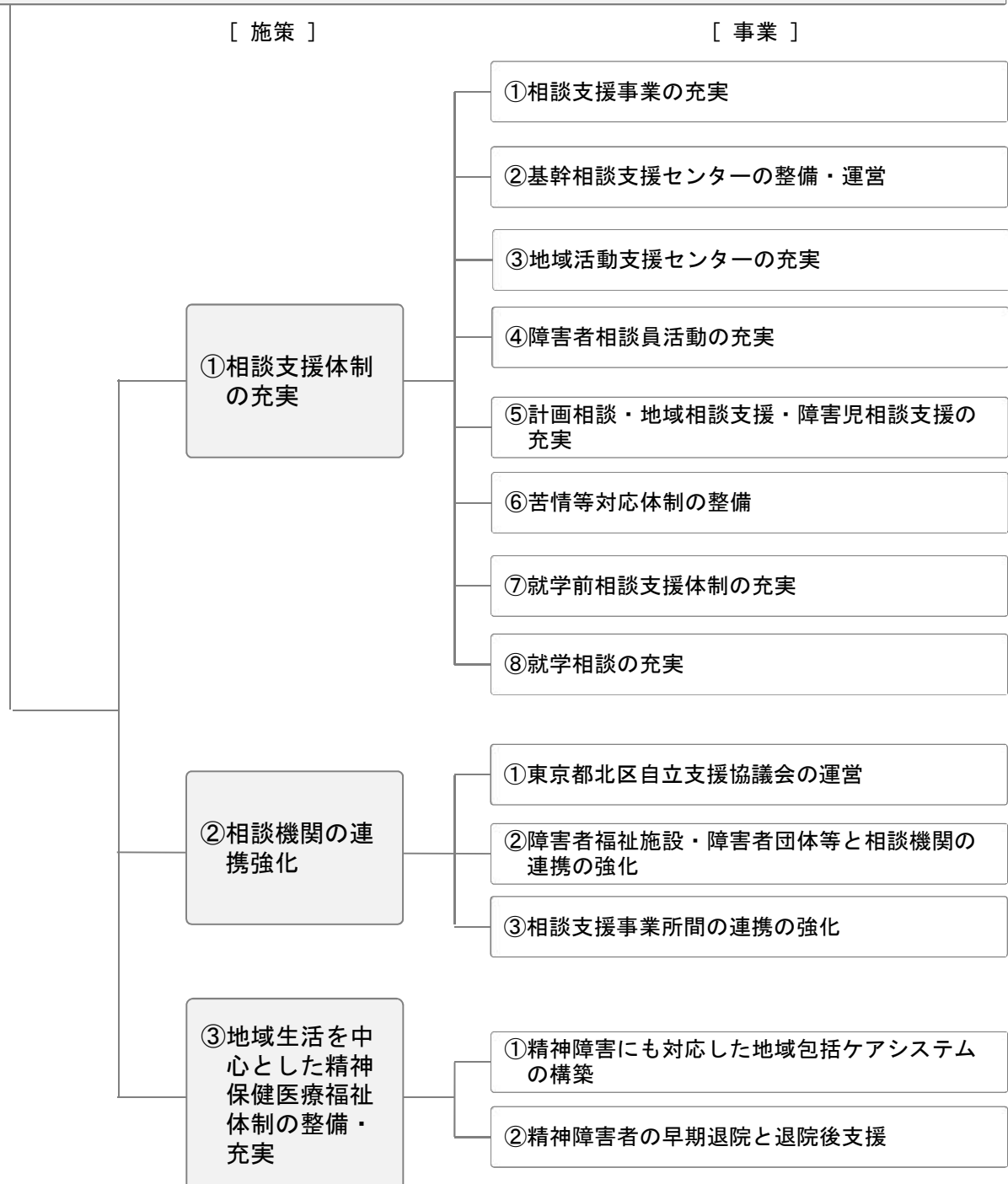
障害のある人もない人も地域で共に生活し、自由に社会参加できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、障害や障害のある人に対する理解を促進するとともに、意思疎通の支援及び情報バリアフリーの取組を進め、地域での交流の輪を広げるこころのバリアフリーを推進します。

3 施策体系

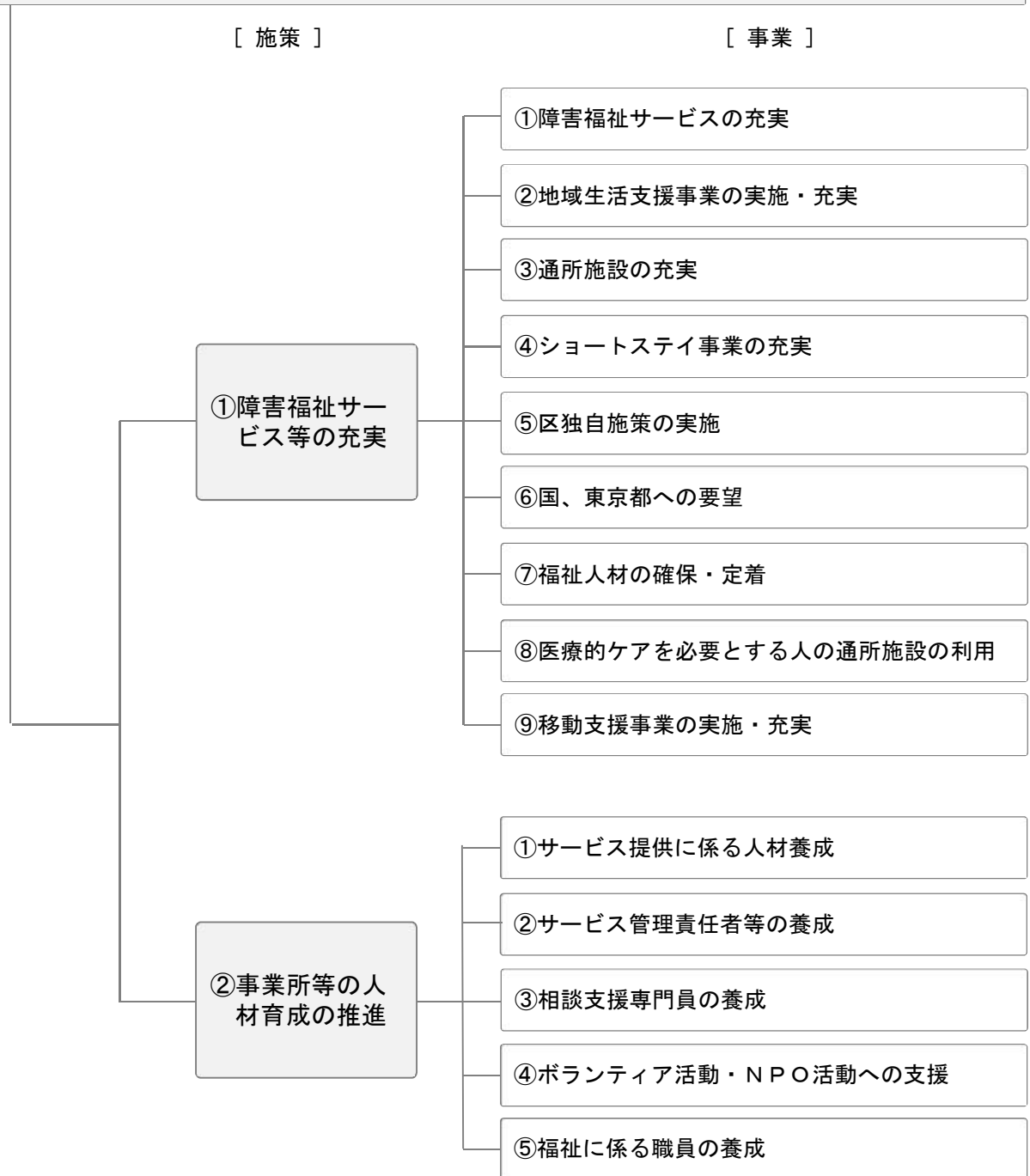
一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして

基本目標 1 自分らしく生き生きと暮らすために

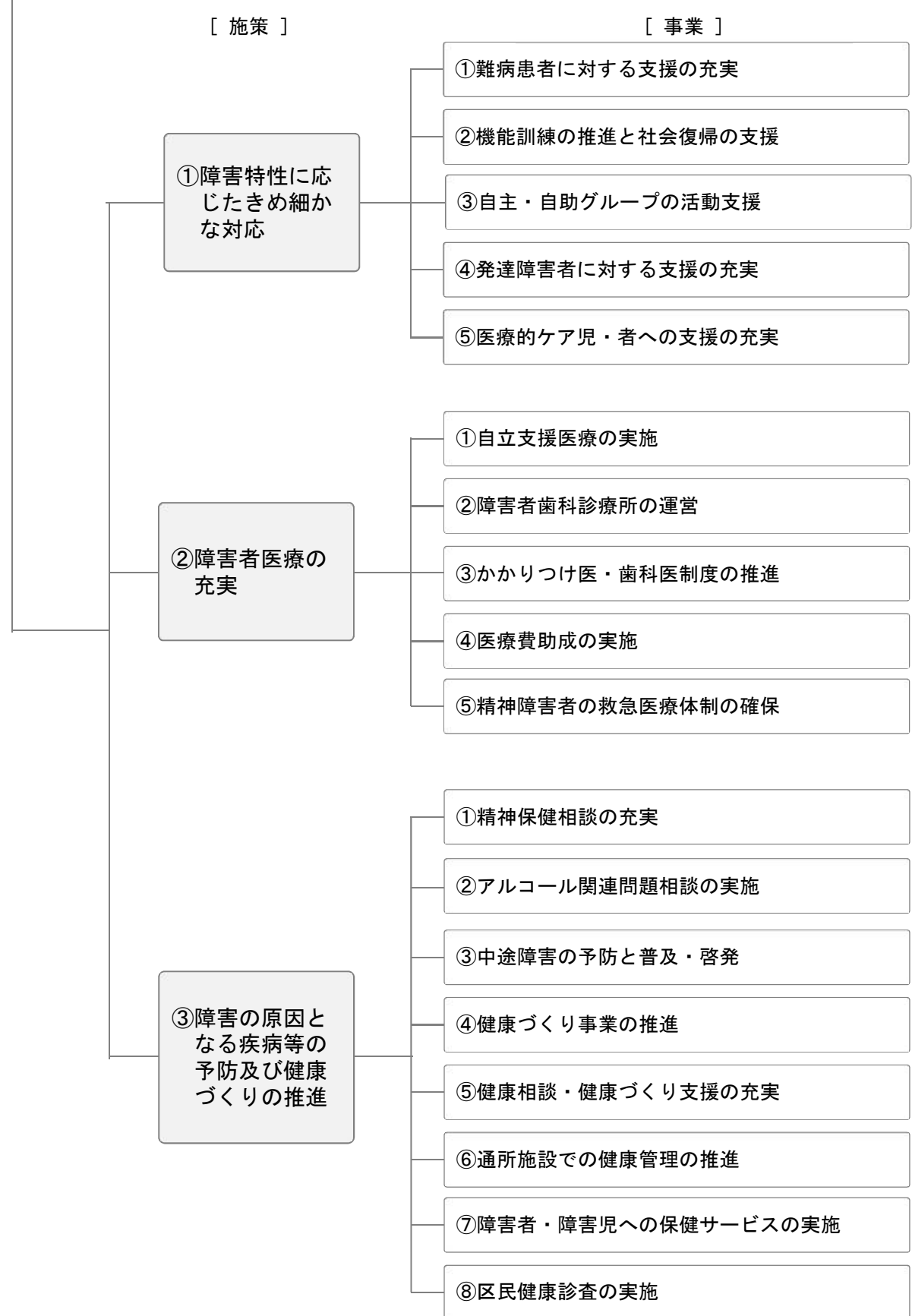
施策目標 (1) 相談支援の充実



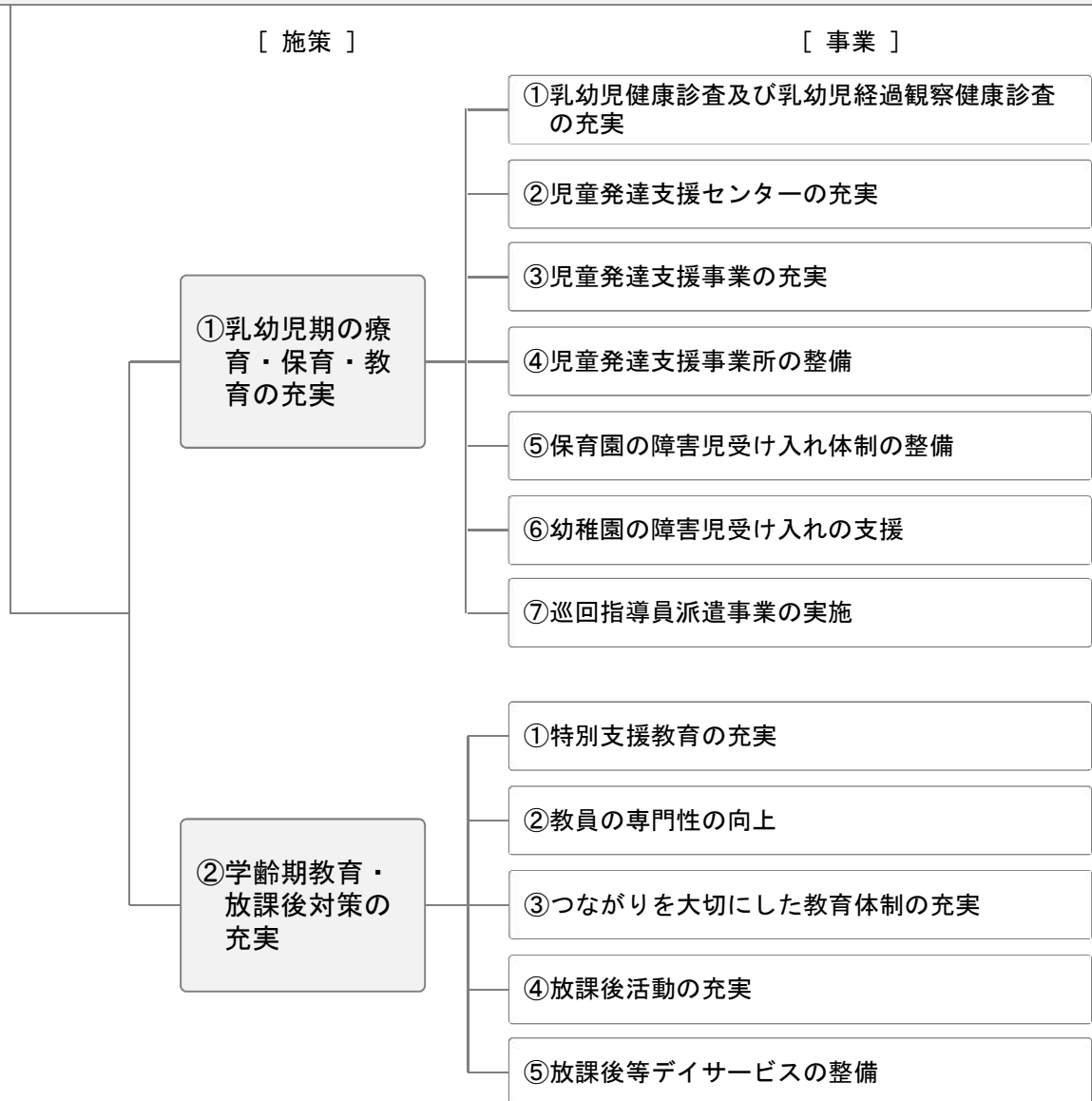
施策目標（２） 障害福祉サービス等の充実と質の向上



施策目標（3）保健・医療サービスの充実

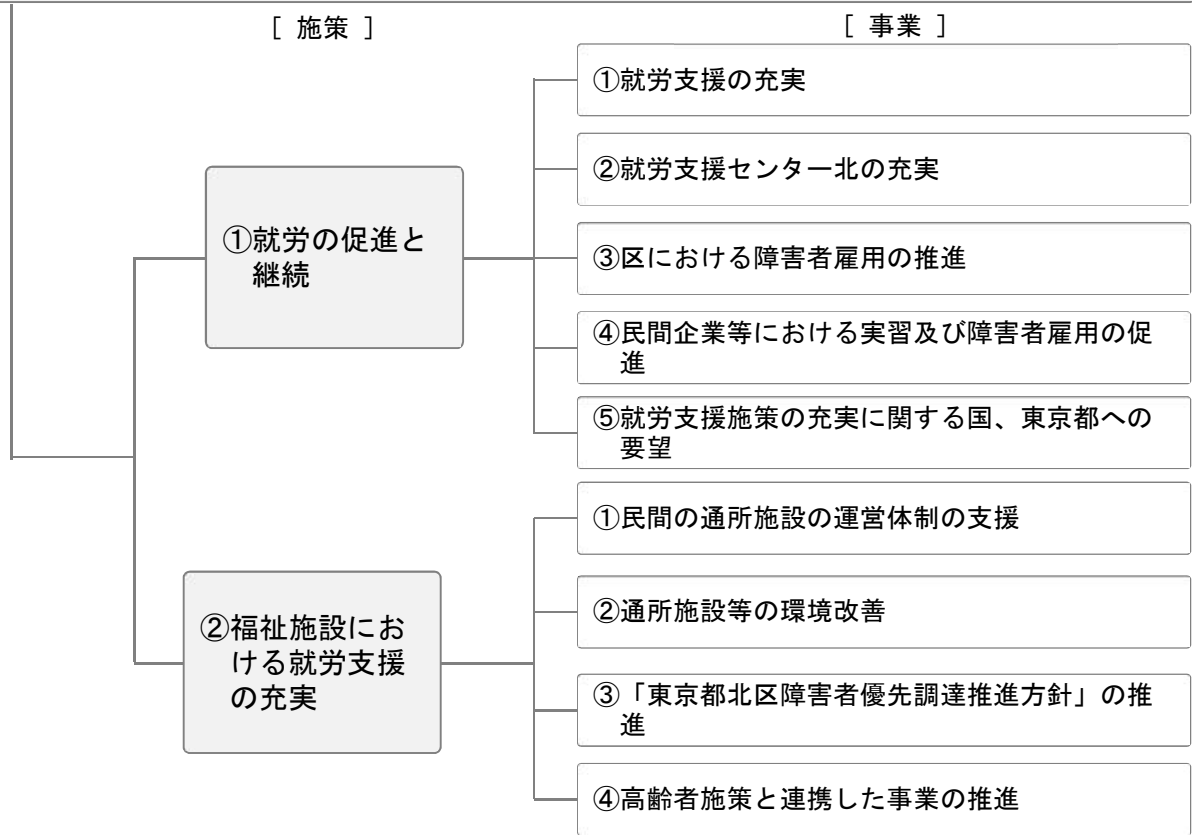


施策目標（４）障害のある子どもへの支援の充実

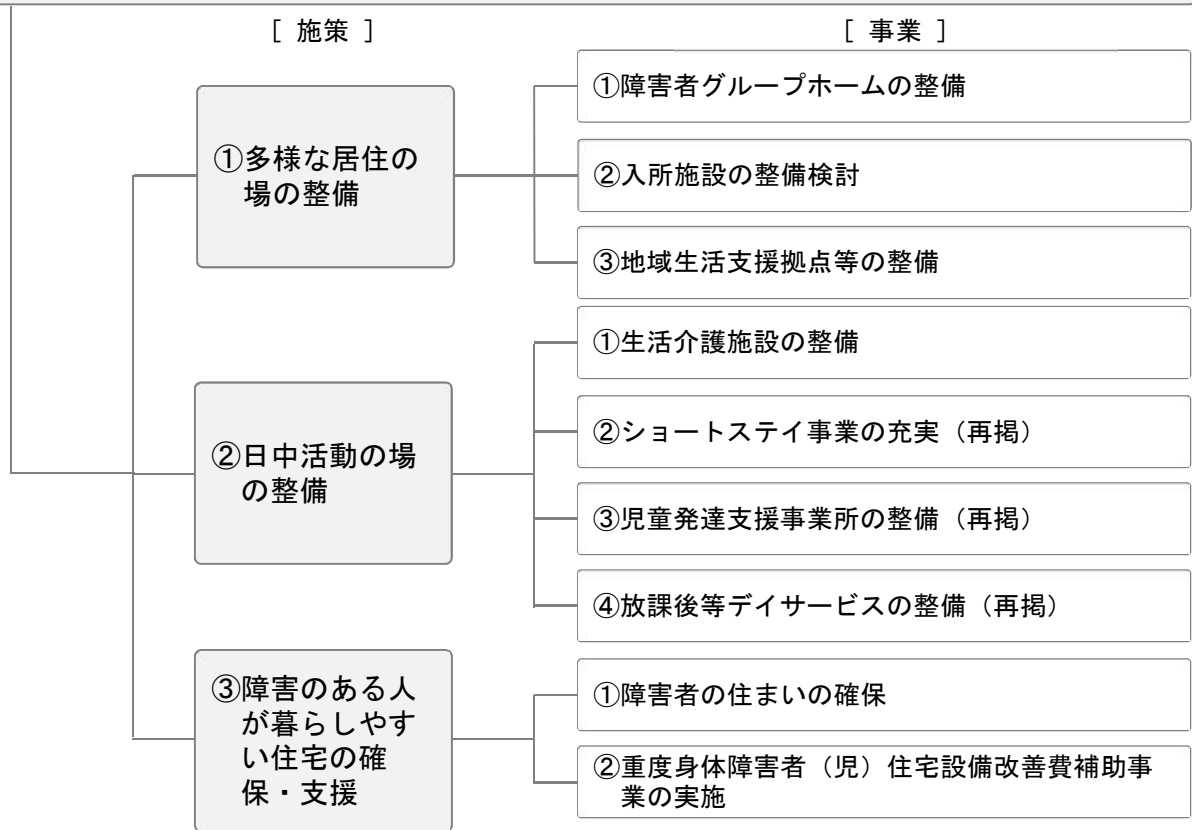


基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らすために

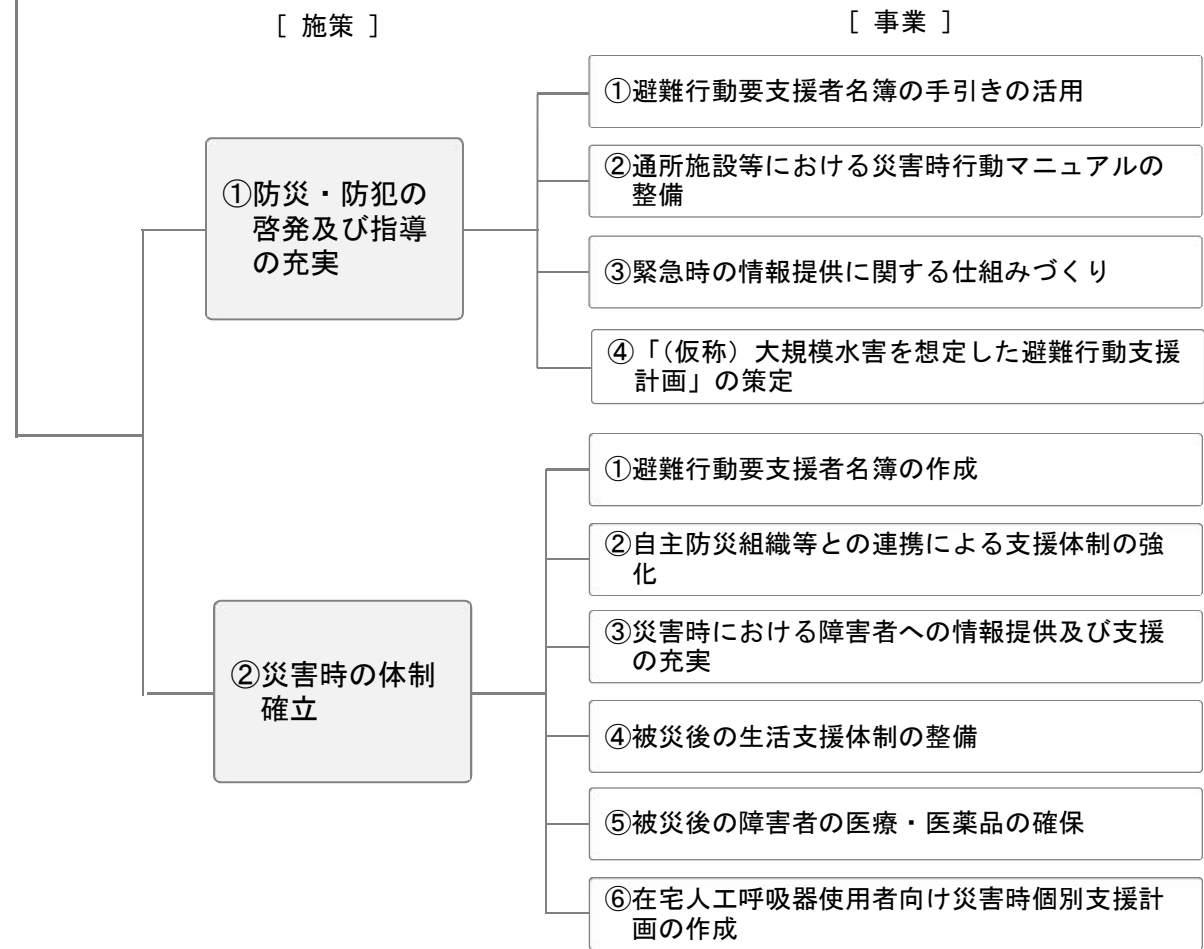
施策目標 (1) 障害のある人の就労の拡大



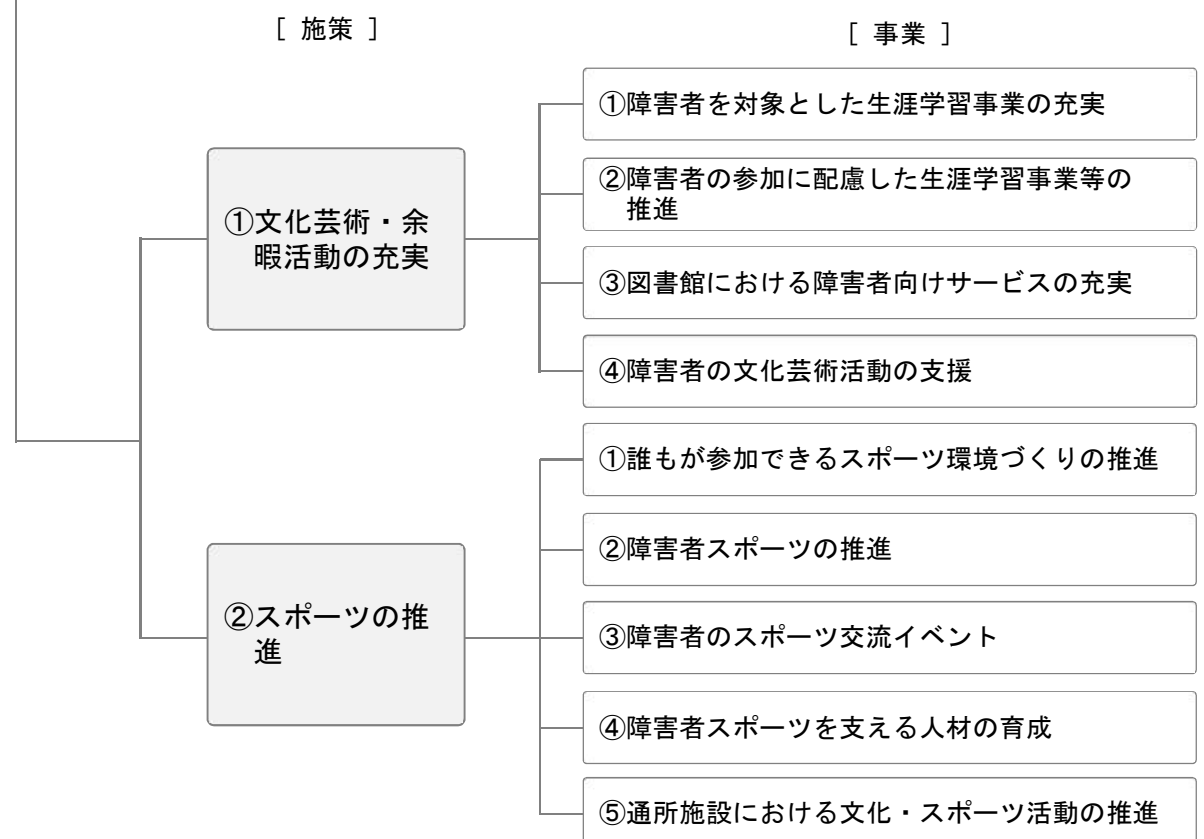
施策目標 (2) 地域におけるサービス提供体制の整備



施策目標（３）安全・安心な暮らしの確保

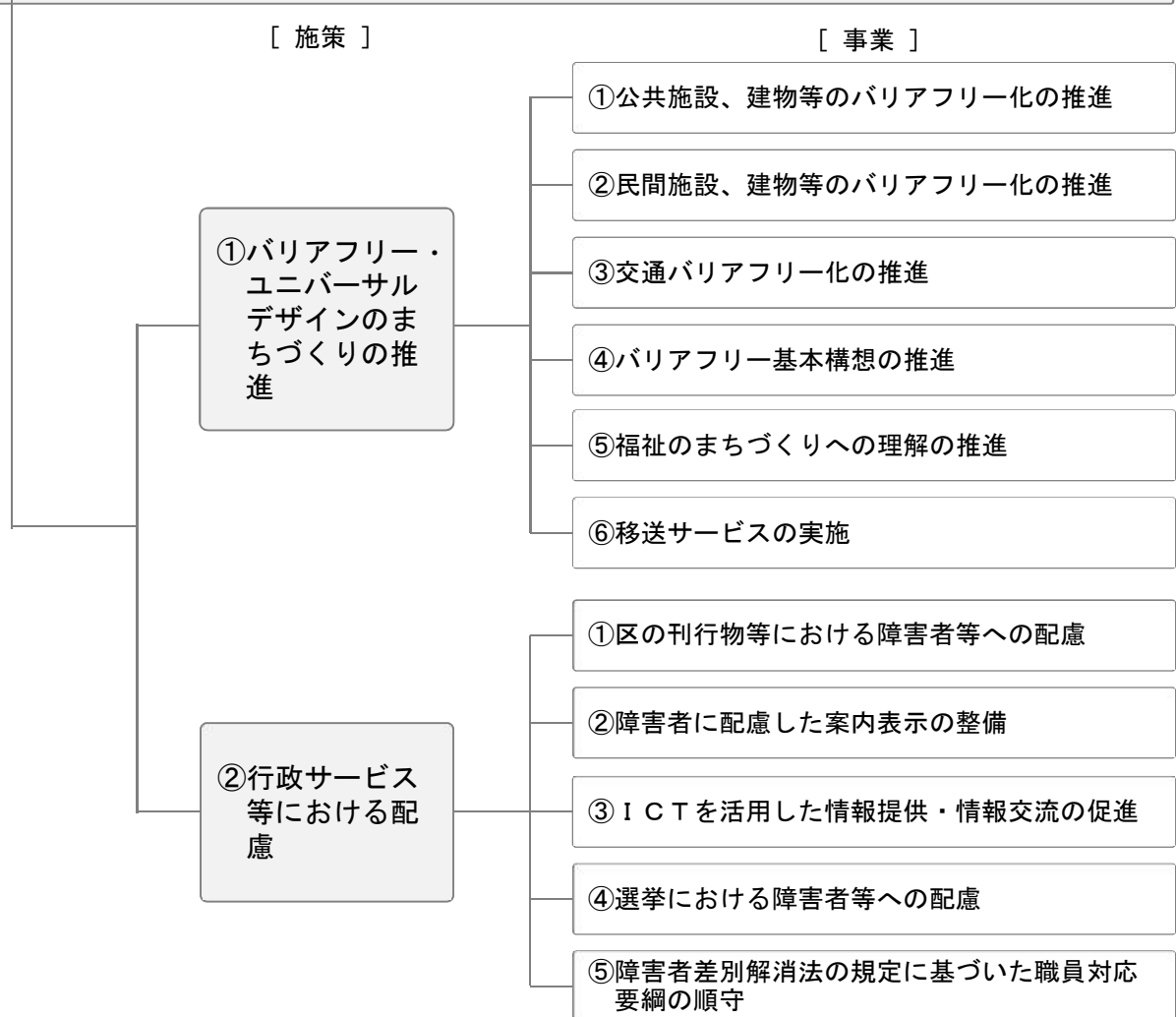


施策目標（４）文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

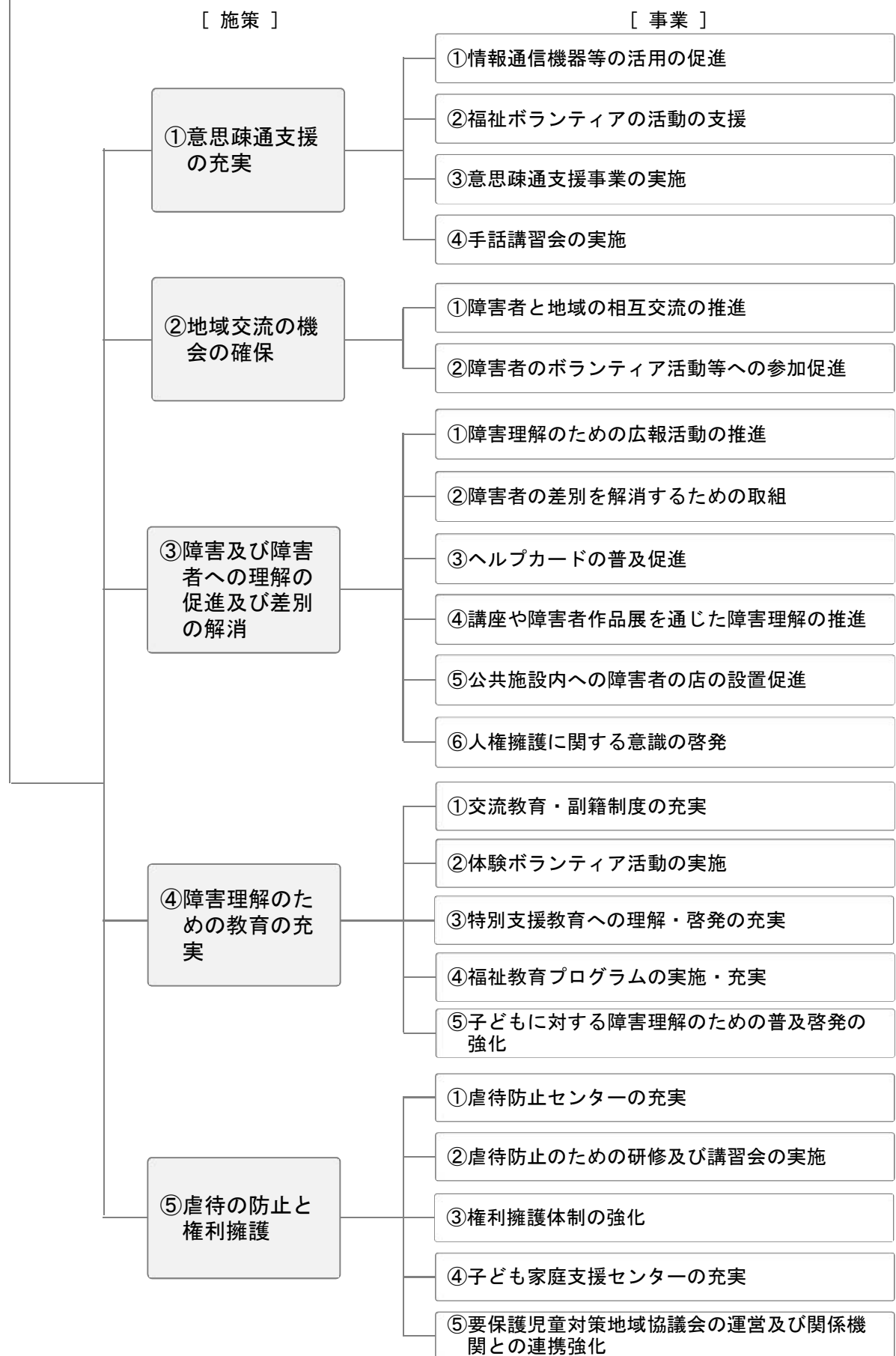


基本目標 3 とともに支え合う地域社会をめざして

施策目標 (1) 福祉のまちづくりの推進



施策目標（２）こころのバリアフリーの推進



4 北区障害者計画2021 重点施策

北区障害者計画2021では、障害者実態・意向調査の結果や北区自立支援協議会等の意見を踏まえ、次の施策に重点的に取り組めます。

1. 相談支援の充実

障害のある人一人ひとりの生活状態や障害特性に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

2. 障害福祉サービス等の充実と質の向上

多様な選択が可能な社会にするための各種サービスの充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図ります。

3. 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもに対し、乳幼児期から就学・就労までのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

4. 障害のある人の就労の拡大

一般就労及び職場への定着を推進するとともに、福祉的就労を充実し、障害のある人の就労の場の確保を図ります。

5. 地域におけるサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の住まいや日中活動の場を確保し、地域での生活を支援します。

6. こころのバリアフリーの推進

障害のある人への差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する地域社会を実現するための環境づくりを進めます。

コラム 共生社会の実現に向けて

区は、「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を制定し、令和2年4月1日に施行しました。

この条例は、手話が言語であることへの理解の促進、障害の特性に応じた意思疎通の手段についての選択の機会の確保及び普及により、障害者の円滑な意思疎通を図り、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合いながら共生する地域社会の実現を推進することを目的としています。

今後、区は、条例の普及啓発を進めるとともに、障害の特性に応じた意思疎通の支援の取組を推進していきます。

～ 手話は言語です ～

手話は、独自の語彙や文法体系を持ち、手の形や位置、動き、表情を使って視覚的に表現する非音声言語です。

日本語や英語等さまざまな言語があるように、ろう者にとって手話は言語であり、手話で語り合うことは生きる喜びであり、命そのものです。

私たちは、手話が確立された言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなければなりません。

調整中

1 自分らしく生き生きと暮らすために

現状と課題

北区では、自らの生活を自らの選択により作り上げ、障害のある人もない人も共に生き生きと暮らせる地域社会を形成するために、円滑にサービスにつなげる相談支援の充実、そして質の高い障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供、障害のある子どもに対する適切な療育・保育・教育の提供を進めてきました。

障害者実態・意向調査の結果をみると、地域で安心して暮らすために重要な施策について、全体では、「障害に対する理解や交流の促進（43.8%）」が最も多く、次いで「経済的支援の充実（39.7%）」、「医療の充実（39.1%）」、「就労支援の充実（30.4%）」と続いています。また、「相談支援体制の充実（26.1%）」、「障害児保育・教育・療育の充実（22.2%）」も多くなっています。

困ったときの相談先について、全体では、「家族・親族（66.3%）」に次いで「かかりつけ医など医療機関（26.1%）」、「友人・知人（25.3%）」、「通所施設やグループホームの職員（8.0%）」、「区役所の職員（6.3%）」となっています。

また、相談しやすい体制作りのために必要なことについては、全体では、「身近なところで相談できること（34.1%）」が最も多く、次いで「プライバシーが守られること（29.5%）」、「専門的な相談ができること（25.2%）」、「電話での相談が充実していること（23.5%）」となっています。

障害のある人やその家族のニーズは複雑多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。そのため、身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携した支援体制の整備が必要です。

また、今後、障害のある人の高齢化・重度化が進むとともに、医学の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な方が増えることが予測されます。障害のある人、特に、重度の障害のある人が地域において自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築とともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保が不可欠です。あわせて、障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、保健・医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応を行えることが重要となります。

こうした医療的ニーズをはじめ、重症心身障害や強度行動障害、高次脳機能障害等さまざまな障害に適切に対応できる専門性の高い支援が求められており、人材育成等を通じて、状況に応じたきめ細かな支援体制の整備を推進していくことが必要です。

さらに、障害者実態・意向調査の結果をみると、療育に関する希望について、全体では、「送り迎えなど通園・通所に関するサービス（48.6%）」が最も多く、次いで「学習に関する支援（47.9%）」、「友人など人とのかかわり方に関する支援（47.2%）」、「療育（医療・保育）を行う施設の増設（46.5%）」となっています。

小学生から高校生までの教育や学校生活に関する希望については、全体では、「学習指導（45.8%）」が最も多く、次いで「就労に向けた教育（45.1%）」、「教職員の理解・支援（43.1%）」、「友人との関係づくり（40.3%）」となっています。

障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

また、障害のある子どもとその家族が、障害種別や子どもの成長に応じて、身近な地域で専門的な療育を受けられるように、地域における支援体制の強化を図ることが求められています。あわせて、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場を整備することにより、障害の有無にかかわらず生き生きと学び、共に育つ場の環境整備が重要となっています。

就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、一人ひとりの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

(1) 相談支援の充実

方向性

障害のある人の暮らしをより良いものとしていくためには、障害のある人が抱えるさまざまな課題を把握し、必要なサービスにつなげる相談支援が重要です。

障害のある人やその家族が、身近な地域で、その人の実情に合った的確な情報提供や相談支援を受けられるよう、障害のある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

また、障害のある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、ライフステージに応じた専門的な相談支援を行うとともに、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科病院からの地域移行等に向けた取組を進めます。

※ 事業名のマークについて

本計画で、新規事業に位置付けた事業には「☆」を、前期計画から行っている事業で内容を充実・拡大（レベルアップ）する事業には「」をつけています。

①相談支援体制の充実

事業名	事業概要	主担当課
①相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none">●障害者の福祉サービスの利用を援助するため、必要な情報の提供や助言等を行う相談支援機能の充実を図ります。●地域全体において障害者を支える力を高めるため、関係機関との連携を強化し、相談支援に活かします。	障害福祉課
②基幹相談支援センターの整備・運営 <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">●北区全体の相談支援体制の強化・充実のため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを整備・運営します。●地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成のための研修会等を開催します。●相談支援機能を強化し、ピアカウンセリングや自立支援に関する専門相談の充実を図ります。●地域の社会資源や福祉機器の情報等各種情報の収集、提供を行うほか、障害者の権利擁護に関する普及啓発を行います。	障害福祉課

事業名	事業概要	主担当課
③地域活動支援センターの充実 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」を地域活動支援センターⅠ型として位置付け、生活相談、創作的活動、地域交流等の事業を実施します。 ●相談機能の充実を図るとともに、適切な支援を受けられることができれば地域での生活が可能となる障害者に対して、精神科病院や施設から地域生活への移行に向けた普及啓発等の取組を実施します。 ●ピアサポートの活動を支援します。 	障害福祉課 障害者福祉センター
④障害者相談員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談員制度の周知に努めるとともに、相談員研修の強化を図り、活動を充実します。 	障害福祉課
⑤計画相談・地域相談支援・障害児相談支援の充実 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての障害福祉サービス、地域相談支援、障害児支援に係る利用者が計画相談支援、障害児相談支援を利用できるよう支援します。 ●適切なサービス等利用計画の作成に努めます。 ●地域相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）の普及啓発を図ります。 ●連絡会や研修会を開催し、各事業所との連携を強化しながら、相談支援事業所の人材育成に努めます。 	障害福祉課
⑥苦情等対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス利用における苦情対応体制を充実します。 ●障害者が契約トラブルや悪質商法による被害に遭わないよう、関係機関及び団体と連携し、情報提供等に努めます。 	産業振興課 障害福祉課 社会福祉協議会
⑦就学前相談支援体制の充実 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都北区立児童発達支援センター」（以下、「児童発達支援センター」という。）において、子どもの発達障害を含む障害に関する相談支援体制の充実を図ります。 ●教育総合相談センター、障害福祉課、保育園、児童発達支援センター、児童相談所等、各関係機関の連携を強化します。 ●各健康支援センター、児童発達支援センターにおいて、発達に関する心配や障害のある子どもを持つ親への相談機能を充実します。 	健康推進課 障害福祉課 教育総合相談センター 保育課 子ども家庭支援センター
⑧就学相談の充実 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育総合相談センターにおいて、障害や発達に関する課題のある児童・生徒一人ひとりの特性や心身の発達の状態等に応じて最もふさわしい教育が受けられるように、就学相談を実施します。 ●相談員に対する専門的な研修を開催し、就学相談の充実を図ります。 	教育総合相談センター

②相談機関の連携強化

事業名	事業概要	主担当課
①東京都北区自立支援協議会の運営 <div style="text-align: right;">☑</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●区、学識経験者、保健医療、障害者団体等で構成する「東京都北区自立支援協議会」において、障害者・障害児への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。 ●「東京都北区自立支援協議会」は、障害者の支援体制の整備、障害者への支援体制に関する課題の検討、障害者計画等の改定及び計画の進捗状況の把握・評価等を行います。 ●協議事項について検討を深めるため、専門部会を設置します。また、基幹相談支援センターと連携し、専門部会の活動の充実を図ります。 	障害福祉課
②障害者福祉施設・障害者団体等と相談機関の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉施設・障害者団体等と相談機関の連携を強化し、地域における相談機能の充実を図ります。 	障害福祉課
③相談支援事業所間の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所の質の向上及び相談支援事業所間の連携強化のため、事業者連絡会を定期的 に開催し、地域における相談機能の充実を図ります。 	障害福祉課

③地域生活を中心とした精神保健医療福祉体制の整備・充実

事業名	事業概要	主担当課
<p>①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p style="text-align: right;">☆</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場のあり方を検討し、設置、運営します。 ●区と精神科病院等の医療機関や障害福祉・介護事業者との連携体制を強化します。 ●医療、障害福祉、介護、住まい等の提供体制の確保や、精神障害者への支援の充実について検討を進め、目標設定及び評価を行います。 	<p>健康推進課 障害福祉課</p>
<p>②精神障害者の早期退院と退院後支援</p> <p style="text-align: right;">☆</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行や定着を促進するため、精神障害者や精神科病院、相談支援事業者等に対して、地域移行に向けた普及啓発を強化します。 ●生活の受け皿となるグループホームの整備や一人暮らしを支えるための訪問系サービス、自立生活援助等の提供体制の充実を図ります。 ●精神疾患の疑われる未治療者等が必要な支援を受けられるように、訪問支援(アウトリーチ)の充実を図ります。 ●退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援を受けられる環境を整備します。 	<p>健康推進課 障害福祉課</p>

(2) 障害福祉サービス等の充実と質の向上

方向性

障害のある人が、地域で自分らしく生き生きとした生活を継続していくためには、各ライフステージで必要となる障害福祉サービス等を適切に提供することが必要となります。

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスの充実や手当等の支給等、障害のある人の自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するためのさまざまな措置を講じ、障害のある人の地域生活を支援します。

あわせて、より質の高いサービスを提供するために、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

①障害福祉サービス等の充実

事業名	事業概要	主担当課
①障害福祉サービス の充実 ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の地域における自立生活を支えるため、必要とする訪問系サービスの提供を受けられるよう環境の充実を図ります。 ●事業者の量の確保とともに質の向上に取り組みます。 ●東京都の指定事務受託法人制度(※)を活用し、事業者に対する実地指導の充実を図ります。 	障害福祉課
②地域生活支援事業 の実施・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●北区における障害者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、一人ひとりの障害特性やニーズに応じたサービスを提供するため、地域の実情に応じた柔軟な地域生活支援事業を実施します。 ●地域におけるサービス基盤の整備状況等を踏まえ、必要なサービスを必要に応じて利用できるよう、事業者の確保等地域生活支援事業の実施体制の充実を促進します。 ●東京都の地域生活支援事業と整合性を図りながら、障害福祉サービスと組み合わせる効果的な利用ができる制度とします。 	障害福祉課

※ 指定事務受託法人制度：区市町村は、障害福祉サービス等の支給に関して必要があると認める場合に、サービス提供事業者等に対し、報告徴収、物件提示命令、職員による質問又は立入検査を行うことができる。これらの調査に係る事務の一部を都知事が指定した指定事務受託法人に委託することを可能とする制度。

事業名	事業概要	主担当課
③通所施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校の卒業生や在宅の障害者の多様なニーズに応えるため、区内施設と連携を強化し、地域における生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援施設等の充実を図ります。 ●区立通所施設について、利用者の状況に配慮しながら、障害者総合支援法に基づくサービスの提供を円滑に行えるように取り組みます。 	障害福祉課 障害者福祉センター
④ショートステイ事業の充実 ㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●区内施設と連携を強化し、ショートステイや緊急一時保護等の事業の充実を図ります。 ●医療的ケア児・者や行動障害を有する障害児・者に対して、専門的な対応を行うことができる短期入所事業所の整備を誘導します。 ●精神障害者を対象とする短期入所事業所の整備を誘導します。 	障害福祉課
⑤区独自施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●心身障害者福祉手当、福祉タクシー券及びガソリン券等の支給の継続に当たって、障害者一人ひとりの状況等を踏まえ、支給対象者、支給金額の見直しを進めるとともに、将来のあり方を検討します。 	障害福祉課
⑥国、東京都への要望	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス・地域生活支援事業・障害児通所支援事業・相談支援事業等の充実について国、東京都へ要望します。 	障害福祉課
⑦福祉人材の確保・定着 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉人材の確保・定着のため、処遇改善のさらなる充実を国、東京都に要望します。 ●事業者の福祉人材の確保・定着のための支援について、検討します。 ●東京都が実施する福祉人材の確保・定着・育成等の事業（障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業、代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業等）の周知を行います。 	障害福祉課
⑧医療的ケアを必要とする人の通所施設の利用 ㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●区立生活介護施設で医療的ケアを伴う支援を実施するため、マニュアル等の整備や看護職員の配置等体制を整備していきます。 ●医療的ケアを実施する事業所の連携を強化するため、事業者連絡会を開催します。 	障害者福祉センター
⑨移動支援事業の実施・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が日常生活、社会生活を営むうえで必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業を実施・充実します。 ●障害者の生活実態を考慮した移動支援事業のあり方を検討します。 	障害福祉課

②事業所等の人材育成の推進

事業名	事業概要	主担当課
①サービス提供に係る人材養成 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスの提供に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組を東京都と連携して推進します。 ●人材育成のための研修会を開催し、サービスの質の向上に努めます。 ●東京都に対し、手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施及び充実を要望します。 ●手話講習会において、初級、中級、通訳者養成コースを実施し、手話通訳者及びボランティアを育成します。 	障害福祉課 障害者福祉センター
②サービス管理責任者等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都に対し、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制を確保するため、必要量に応じたサービス管理責任者等の養成を要望します。 	障害福祉課
③相談支援専門員の養成 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員の量的拡大、質的向上を図るため、基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の研修会等を定期的に開催します。 ●北区自立支援協議会と連携し、ネットワークの構築に取り組みます。 	障害福祉課
④ボランティア活動・NPO活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO・ボランティアぷらざをボランティア活動の拠点に位置付け、区内のNPO団体や福祉ボランティア団体等の地域活動を促進します。 ●ボランティア活動の場の拡充のため、区の福祉施設の活用を検討します。 ●手話講習会を充実に、手話のできる人を増やすとともに、ボランティアとしての活動の場を拡大します。 ●総合的な学習の時間等を活用した福祉施設でのボランティア体験学習を推進し、児童・生徒のボランティア活動の機会を拡大します。 	地域振興課 障害福祉課 障害者福祉センター
⑤福祉に係る職員の養成	<ul style="list-style-type: none"> ●区立及び民間の福祉施設職員の研修を充実します。 ●福祉施設間の職員の相互交流を進め、支援技術の共有化や職員の資質の向上を図ります。 ●福祉体験研修等を通じて、区職員の障害者福祉に対する理解を促進します。 	職員課 障害福祉課 障害者福祉センター 社会福祉協議会

(3) 保健・医療サービスの充実

方向性

障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、保健・医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。

身近な地域において、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、適切な保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備を図るとともに、医療的ケアが必要な人、発達障害や高次脳機能障害のある人等が地域で暮らし続けていくための支援を進めていきます。

①障害特性に応じたきめ細かな対応

事業名	事業概要	主担当課
①難病患者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスの利用拡大を推進します。 ●関係機関と連携し、難病医療費助成の円滑な実施に取り組みます。 ●難病患者への支援体制の整備を図るため、難病対策地域協議会の設置について検討します。 	障害福祉課
②機能訓練の推進と社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高次脳機能障害について啓発を図るとともに、高次脳機能障害相談事業・機能訓練事業を充実します。 ●高次脳機能障害の家族会・当事者の会を開催し、家族の孤立や当事者の引きこもりを防ぎます。 	障害者福祉センター
③自主・自助グループの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●難病や障害に関する自主・自助グループ活動の支援の充実を図ります。 ●障害者の自主・自助グループ活動の育成や家族会・障害者団体等の支援を行い、障害者の地域での自立生活や社会参加を支援します。 	障害福祉課 障害者福祉センター
④発達障害者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●専門医や保健師等による相談を通じて、早期対応を図るとともに、講演会やペアレントトレーニング等を実施し、障害理解の普及啓発や親への支援を図ります。 ●関係機関と連携し、乳幼児健康診査等で把握した支援を必要とする乳幼児と親への支援を充実します。 	健康推進課 障害福祉課 子ども家庭支援センター

事業名	事業概要	主担当課
⑤医療的ケア児・者への支援の充実 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児・者に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を開催します。 ●医療的ケア児や重症心身障害児を支援する障害児通所支援等の事業所の確保を図ります。 ●訪問看護師によるケアの代替等により、医療的ケア児や重症心身障害児・者の健康の保持と家族の福祉の向上を図ります。 	障害福祉課

②障害者医療の充実

事業名	事業概要	主担当課
①自立支援医療の実施	●関係機関と連携し、自立支援医療の円滑な実施に取り組みます。	障害福祉課
②障害者歯科診療所の運営	●心身障害のため一般歯科診療所では治療困難な人に、北区障害者口腔保健センターにおいて、歯科治療及び口腔保健指導を引き続き実施します。	地域医療連携推進担当課
③かかりつけ医・歯科医制度の推進	●障害者が地域で安心して暮らすために、日常の健康管理や診療を行う、かかりつけ医・歯科医制度を推進します。	地域医療連携推進担当課
④医療費助成の実施	●障害者の医療費の負担軽減のため、心身障害者医療費助成制度を継続していきます。	障害福祉課
⑤精神障害者の救急医療体制の確保	●救急医療が必要な精神障害者に対応できる医療体制が有効に機能するように東京都へ要望します。	障害福祉課

③障害の原因となる疾病等の予防及び健康づくりの推進

事業名	事業概要	主担当課
①精神保健相談の充実	●専門医や保健師等による精神保健相談を通じて、精神疾患の早期発見や指導・助言を行うとともに、医療機関との連携を強化します。	健康推進課
②アルコール関連問題相談の実施 ☆	●アルコールや薬物等の依存症からの回復を図るため、専門医による個別相談を実施します。	健康推進課
③中途障害の予防と普及・啓発	●中途障害の予防を図るため、中途障害の原因となる疾病等に関する知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課
④健康づくり事業の推進	●ウォーキング大会や健康フェスティバル、食育フェア等の健康づくり事業を実施し、健康への関心を高め、多様な健康づくりの機会を提供します。 ●障害者の健康づくりの視点から、「北区さくら体操」をはじめとした手軽な運動の普及を図ります。	健康推進課
⑤健康相談・健康づくり支援の充実	●保健師等による健康相談を通じて、正しい健康情報の提供、障害に応じた健康づくりについての助言指導を行います。 ●グループや仲間で行う健康づくりを支援します。	健康推進課
⑥通所施設での健康管理の推進	●障害者の高齢化や重度化に対応するため、通所施設での嘱託医や栄養士等による健康管理及び各個人に適した食生活の充実を図ります。 ●通所施設における健康診断のメニューを充実し、健康診断の結果を日常の健康づくりに活かせるよう支援します。	障害者福祉センター
⑦障害者・障害児への保健サービスの実施	●障害者・障害児が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら、適切な保健サービスの実施に努めます。	健康推進課
⑧区民健康診査の実施	●脳血管疾患等障害の原因となる生活習慣病の早期発見に取り組むとともに、受診の結果、要指導・要医療の人への事後指導を充実します。	健康推進課

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

方向性

障害のある子どもが、地域で安心して暮らし続けるためには、乳幼児期から就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、障害種別や発達・成長の段階に応じた専門的な療育が重要です。

支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。

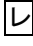
①乳幼児期の療育・保育・教育の充実

事業名	事業概要	主担当課
①乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査を充実し、乳幼児の健康の保持及び障害の早期発見に努めます。 ●健康診査の結果、助言指導等を必要とする乳幼児と親への相談支援を充実します。 ●関係機関や団体と連携が必要な場合は、適切な相談・指導を受けることができるよう支援します。 ●各健康支援センターにおいて、発達に関する心配や障害のある子どもを持つ親への相談機能を充実します。 	健康推進課
②児童発達支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターにおいて、子どもの発達障害を含む障害に関する相談支援体制の充実を図るとともに、保育所等訪問支援の実施により、地域の障害児やその家族への支援を行います。 ●児童発達支援センターの機能の充実に向けて、職員の専門性の向上を図ります。 ●教育総合相談センター、保育園、北児童相談所等、各関係機関との連携を強化します。 	教育総合相談センター 保育課 子ども家庭支援センター
③児童発達支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施し、発達の状況を踏まえ、子どもの心を育み、自らがもつ力を生きる力につなげ、充実した生活をおくることできるように支援していきます。 ●児童発達支援事業者と連携しながら質の向上を図ります。 ●発達障害児支援のための連絡調整会議を開催し、早期からの相談・支援、関係機関との連携強化に努めます。 ●児童発達支援事業者と連携し、就学相談や特別支援教育に関する情報提供を充実します。 	教育総合相談センター 子ども家庭支援センター

事業名	事業概要	主担当課
④児童発達支援事業所の整備 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学児に対して、集団生活への適応等の発達を促す支援を行う児童発達支援事業の提供体制の充実を図ります。 ●民間事業者に対して、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備を誘導します。 	障害福祉課
⑤保育園の障害児受け入れ体制の整備 レ	<ul style="list-style-type: none"> ●中程度の障害児から重度の障害児の受け入れ体制を整備・拡充します。 ●保育園の職員研修の充実、設備等の保育環境の整備に努めるとともに、医療機関等との連携強化を図ります。 ●保育園における医療的ケア児の受け入れについて検討を行います。 	保育課
⑥幼稚園の障害児受け入れの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●区立幼稚園及び私立幼稚園の障害児の受け入れを支援するため、児童発達支援センター、各健康支援センター等との相談連携・協力体制を強化します。 	健康推進課 学校支援課 子ども家庭支援センター
⑦巡回指導員派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・私立幼稚園に障害児に関する心理・言語発達の専門知識を有する専門員（臨床心理士等）を派遣し、職員に対して集団活動等に関する指導助言を行うことにより、障害のある児童の保育・幼児教育向上を図ります。 	保育課 子ども家庭支援センター

②学齢期教育・放課後対策の充実

事業名	事業概要	主担当課
<p>①特別支援教育の充実</p> <p style="text-align: right;">☑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の質的な充実を図ります。 ●知的障害特別支援学級では、将来、地域社会の中で自立した生活を送れるよう、必要な知識や生活習慣を養い、考える力や豊かな心を育てるための指導を行います。 ●自閉症・情緒障害特別支援学級では、自閉症や情緒障害の特性により学習や生活に課題がある児童・生徒に対して、適切に自己表現する力や行動の調整力、コミュニケーション力を育てるための指導を行います。 ●小・中学校の通常の学級に在籍する発達に課題のある児童・生徒を対象に、巡回指導教員が巡回し、学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。 ●小・中学校に特別支援教育コーディネーターを置き、校内委員会等を整備して、学校全体で障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに対応します。 ●障害のある児童・生徒一人ひとりの成長・発達をさらに支援していくために、その特性に合わせ、介助員の配置や学校設備の改修、車いす用階段昇降車を設置するなどの教育環境の整備と合理的配慮を推進するとともに、適切な指導や支援に努めます。 	<p>教育総合相談センター</p>
<p>②教員の専門性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学級教員の計画的・継続的な研修や研究を充実し、専門性の向上を図ります。 ●医療、心理等外部の専門家や専門機関との連携を図り、専門的支援体制を充実します。 	<p>教育総合相談センター</p>
<p>③つながりを大切にした教育体制の充実</p> <p style="text-align: right;">☑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後まで、地域と密接な関係を継続的に保ちながら、地域社会の一員として主体的に生きていくことができるよう、保育園、幼稚園、学校、児童発達支援センター、各健康支援センター等との連携を強化し、つながりを大切にした教育体制の充実を図ります。 ●就学支援シートや学校生活支援シート、サポートファイル「さくら」等の作成・活用を図り、就学や転学、進学、自立・社会参加を見据え、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を進めます。 ●学校ファミリーを基盤として、サブファミリーごとに幼稚園・小学校・中学校で研究授業、授業交流、交流事業等に取り組んでいきます。 	<p>健康推進課 教育総合相談センター 保育課 子ども家庭支援センター</p>

事業名	事業概要	主担当課
④放課後活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校に通う障害のある児童を学童クラブや放課後子ども総合プランで受け入れに努めていきます。 ●学童クラブに障害児保育に関する心理・言語発達の専門知識を有する専門員（臨床心理士）を派遣し、職員に対して集団活動等に関する指導助言を行うことにより、障害のある児童の育成の向上を図ります。 	子どもわくわく課
⑤放課後等デイサービスの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進する放課後等デイサービスの提供体制の充実を図ります。 ●民間事業者に対して、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を誘導します。 	障害福祉課

コラム 障がい児・者の外出、外食を支援する共生の街づくり事業

障害のある人の中には、普通の形状の食事を食べられない人もいます。しかし、食べやすく、飲み込みやすいようにアレンジした形態食（きざみ・ソフト食）を提供できる飲食店はほとんどなく、形態食を食べている障害児・者やその家族は外食することが難しいのが現状です。

NPO 法人重度心身障がい児・者 親子の会 スマイリーサンは、この課題を解決するために、区との3年間の協働事業により形態食を提供していただける協力店舗を増やす活動をしています。協力店舗を増やすことにより外食の機会を増やし、障害児・者が外出しやすい街づくりを推進していきます。



写真：オムレツの形態食

2 住み慣れた地域で安心して暮らすために

現状と課題

北区では、社会経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化する中で、障害のある人においても、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ることができるよう、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、安全で安心な暮らしの確保、多様な生き方を実現する社会参加の促進に取り組んできました。

障害者実態・意向調査の結果をみると、地域で安心して暮らすために重要な施策について、全体では、「障害に対する理解や交流の促進（43.8%）」が最も多く、次いで「就労支援の充実（30.4%）」、「災害時の支援の充実（28.9%）」、「障害者の住まいの確保、居住支援の充実（26.3%）」となっています。

働くために必要な支援について、全体では、「障害についての職場での理解と協力（44.5%）」が最も多く、次いで「能力や体調に合った仕事の紹介（41.2%）」、「就職するために必要な情報提供や相談（34.1%）」、「就職するために必要な知識や技術を学ぶための支援（28.0%）」となっています。

障害のある人の就労機会の拡大を図るためには、就労につなげる支援体制の充実とともに、一般企業による雇用の促進に向け、障害への理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。そのため、企業と障害のある人をマッチングさせ、就労後も働き続けることができるように、就労支援機関による効果的な就労移行支援とジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。さらに、一般就労に移行することが難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を図っていくことが必要です。

また、将来の住まいの希望について、全体では、「持ち家（一戸建て・分譲マンションなど）（44.7%）」が最も多く、次いで「都営住宅・区営住宅（19.0%）」、「入所施設（7.5%）」、「都市再生機構・公社などの公的賃貸住宅（5.1%）」、「グループホーム（4.9%）」となっています。

今後取り組みたい社会活動については、全体では、「趣味の活動（スポーツを含む）（29.6%）」が最も多く、次いで「町会・自治会などの行事や催し（11.1%）」、「ボランティア団体の活動（7.0%）」となっています。

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるために、個々のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、居宅介護等の訪問系サービスや生活介護、短期入所等の日中活動系サービスの量的・質的な充実が必要となります。

また、今後ますます進む重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域で支えるグループホームや自立生活援助等のサービスの充実とともに、居住支援のための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が求められています。

あわせて、障害のある人が自身の興味・関心に合わせて、地域における社会活動に参加し、個性や能力を発揮できるよう、文化芸術やスポーツ活動に参加できる機会の確保を促進することも重要です。

さらに、災害への不安として感じることについては、全体では、「必要な情報を入手できるか（38.9%）」が最も多く、次いで「避難所で必要な支援を受けられるか（37.8%）」、「避難所へ移動できるか（35.8%）」、「自分のけがや病気の状態が悪くならないか（32.1%）」となっています。

何より自分や家族の身の安全を守るという自助を促進するとともに、災害発生時の避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害のある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。特に、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取組を進める必要があります。

(1) 障害のある人の就労の拡大


方向性

障害のある人が社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るためには、障害の特性に応じた支援を受けながら働き続けることのできる環境整備が重要です。

障害のある人の雇用を促進するために、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の機会の確保を図るとともに、各就労支援機関が連携し、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。

また、障害のある人が障害の特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労継続支援施設等における福祉的就労の充実や工賃等の向上を図ります。

①就労の促進と継続

事業名	事業概要	主担当課
①就労支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）を実施・誘導し、通所施設等における福祉的就労から一般就労への移行を支援します。 ●障害の程度や状況に応じた就労支援として、一般就労が困難な人のための福祉的就労の場となる就労継続支援事業（B型）の整備・充実に努めます。 ●通所施設を利用している就労意欲のある障害者に、一人ひとりの障害の程度や年齢を考慮した就労支援を行います。 ●一般就労へ移行した人に就労定着支援事業を実施し、就労に伴う生活面等の課題に対応するための支援を行います。 ●就労支援センター北の充実や障害者の就労支援のための関係機関とのネットワークの強化等、多様な就労支援体制の充実に努めます。 	障害福祉課

事業名	事業概要	主担当課
②就労支援センター北の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●就労支援センター北において、一般就労の拡大のための情報提供、相談機能を充実します。 ●障害者が安心して働き続けられるよう、就労前の生活支援及び訓練の場の提供、就労後の職場定着支援等の就労支援機能を拡充し、就労面と生活面の支援を一体的に行います。 ●就労支援センター北と各通所施設等との連携を強化し、福祉的就労から一般就労への移行及び就労の定着を支援します。 ●就労支援センター北と東京都、東京障害者職業センター及び公共職業安定所（ハローワーク）との連携を進めます。 ●ハローワークと共催で、「障害者就労支援フェア」を開催し、企業の取組や働いている障害者を紹介することで、企業の障害者雇用への意欲向上を図るとともに、相談会を行い、障害者の就労を支援します。 	障害福祉課
③区における障害者雇用の推進 ㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体における障害者雇用の法定雇用率2.6%の充足を維持するとともに、障害を有する職員の活躍を推進していくための計画を策定し、全庁で取り組みます。 ●新たに設置される公共施設を中心に、障害者就労施設等が出店（作品販売・喫茶等）できる場の確保、清掃業務等への障害者就労施設等への発注の促進を図ります。 	職員課 障害福祉課
④民間企業等における実習及び障害者雇用の促進 ㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークと連携し、民間企業に対する障害者雇用の普及・啓発を推進し、障害者の雇いを促進します。 ●障害者が就労経験を積む機会を提供するため、民間企業や区役所における職場体験実習を実施します。 	障害福祉課
⑤就労支援施策の充実に関する国、東京都への要望	<ul style="list-style-type: none"> ●国、東京都に対し、障害者法定雇用率の達成に関する企業への指導、職業リハビリテーションの充実等、就労支援施策の充実について要望します。 	障害福祉課

②福祉施設における就労支援の充実

事業名	事業概要	主担当課
①民間の通所施設の運営体制の支援 ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●民間の通所施設間の連携・交流を促進することにより、施設の運営体制の充実を図り、特色ある施設づくりを進めます。 ●受注における通所施設間の情報交換や共同受注等の連携を促進して、工賃水準の向上への取組を支援します。 ●通所施設の活動や自主生産作品の魅力を周知・広報するとともに、工賃向上を図るため、合同販売会「ふれあいマルシェ」を引き続き開催します。また、販売場所の拡大に努めます。 	障害福祉課 障害者福祉センター
②通所施設等の環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ●区立及び民間の通所施設等の環境改善を支援します。 	障害福祉課 障害者福祉センター
③「東京都北区障害者優先調達推進方針」の推進 ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就労施設等からの物品等の調達方針「東京都北区障害者優先調達推進方針」を作成するとともに、幅広い物品の発注を促進し、調達実績の向上を図ります。 	契約管財課 障害福祉課 障害者福祉センター
④高齢者施策と連携した事業の推進 ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者との支え合いや地域共生社会の実現に向けた取組を支援し、地域コミュニティの創出と障害者の社会参加の推進を図ります。 ●高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業（B型）の充実に努めるとともに、他のサービスや事業に適切につないでいきます。 	障害福祉課 高齢福祉課

コラム ふれあいマルシェの開催

就労継続支援 A 型・B 型事業所で作られた自主製品に対する理解促進と販売機会の提供を図るため、自主製品（雑貨、食品）の合同販売会「ふれあいマルシェ」を開催しています。

ふれあいマルシェは、障害者週間（12月3日～12月9日の1週間）等のイベントに合わせて、毎年開催しており、例年多くのお客様で賑わっています。

開催の際は、ぜひお立ち寄りください。



写真：季節を彩る商品

(2) 地域におけるサービス提供体制の整備

方向性

障害のある人が地域において自立した生活を送るためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、生活の基盤となる障害者グループホームや障害があっても暮らしやすいバリアフリー住宅の整備が重要です。

障害のある人や家族の高齢化が進む中で、障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の多様な居住の場の確保や地域生活を支援する機能を備えた地域生活支援拠点等の整備、日中活動の場である生活介護等の通所施設を拡充し、地域におけるサービス提供体制の整備を行います。

①多様な居住の場の整備

事業名	事業概要	主担当課
①障害者グループホームの整備 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人やNPO法人等による心身障害者グループホーム・精神障害者グループホームの整備を誘導します。特に身体障害者を対象とするグループホームの確保に努めます。 ●区有地等を活用して、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者等重度障害者を支えるグループホームの整備を推進します。 ●重度の障害者への常時の支援体制を確保した日中サービス支援型グループホームの整備を検討します。 	障害福祉課
②入所施設の整備検討	<ul style="list-style-type: none"> ●入所施設による支援が必要な人のニーズを踏まえ、区内への社会福祉法人等による入所施設の整備誘導を検討します。 	障害福祉課
③地域生活支援拠点等の整備 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●居住支援のための機能を備えた拠点等の整備を行い、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。 ●緊急時の受け入れ対応が行えるよう、相談支援体制や短期入所事業の充実を図ります。 ●グループホーム等における体験の機会・場の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への移行を支援します。 	障害福祉課

②日中活動の場の整備

事業名	事業概要	主担当課
①生活介護施設の整備 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者の日中活動の場である、生活介護施設を整備・誘導します。 	障害福祉課
②ショートステイ事業の充実（再掲） ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●区内施設と連携を強化し、ショートステイや緊急一時保護等の事業の充実を図ります。 ●医療的ケア児・者や行動障害を有する障害児・者に対して、専門的な対応を行うことができる短期入所事業所の整備を誘導します。 ●精神障害者を対象とする短期入所事業所の整備を誘導します。 	障害福祉課
③児童発達支援事業所の整備（再掲） ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学児に対して、集団生活への適応等の発達を促す支援を行う児童発達支援事業の提供体制の充実を図ります。 ●民間事業者に対して、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備を誘導します。 	障害福祉課
④放課後等デイサービスの整備（再掲） ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進する放課後等デイサービスの提供体制の充実を図ります。 ●民間事業者に対して、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を誘導します。 	障害福祉課

③障害のある人が暮らしやすい住宅の確保・支援

事業名	事業概要	主担当課
①障害者の住まいの確保 ㊞	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者等の住み替えのための支援策について、転居費用助成制度等のPRに努めます。 ●バリアフリーに配慮した整備基準に基づき、区営住宅の建て替えを行います。 ●都営住宅、公社・都市機構住宅等の建設や建て替えに際して、一定戸数の単身用と世帯用の障害者向け住宅を供給するよう要請します。 ●公的住宅だけでなく、民間住宅のバリアフリー化を推進します。 ●福祉関係団体や不動産関係団体等から構成される北区居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進に努めます。 	住宅課
②重度身体障害者（児）住宅設備改善費補助事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の重度の身体障害者・障害児に、日常生活の便宜を図るため、居住する家屋等の住宅設備の改善に要する費用の補助金を交付します。 	障害福祉課

コラム 重度の障害者を支援するグループホームの整備

障害者やその家族の高齢化が進んでおり、「親なき後」の生活支援体制の確保が課題となっています。区では、住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの場を確保するため、「北区基本計画 2020」等において計画事業に位置付け、障害者グループホームの整備を進めています。

令和3年3月には、滝野川3丁目の区有地を活用した公募事業により、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者等重度の障害者を支援するグループホームが開設されました。

区内には重度の障害者、特に、身体障害者を支援するグループホームが不足しています。今後も障害者の高齢化に伴う重度化や、地域生活への移行・定着に向けて、計画に基づいた整備を推進していきます。



写真：建設中のグループホーム

(3) 安全・安心な暮らしの確保

方向性

昨今の大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機等の状況を鑑み、災害時及び緊急時等に障害のある人等支援を必要とする方への対策の推進が、国全体で大きな課題となっています。

障害のある人が地域で安心、安全に生活できるよう、関係行政機関や障害者団体、地域住民の連携を強化し、防災・防犯に関する知識の普及や情報提供に努めるとともに、防災訓練の実施、障害のある人に対する適切な避難支援や安否確認を行える体制整備をはじめとした地域の防災・防犯対策の向上を図ります。

①防災・防犯の啓発及び指導の充実

事業名	事業概要	主担当課
①避難行動要支援者名簿の手引きの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●「避難行動要支援者名簿」を用いて避難支援を行う際の参考となるよう、「避難行動要支援者名簿の手引き」(以下、「手引き」という。)を作成、活用します。 ●避難行動要支援者ごとに状態が異なることを踏まえ、手引きを活用し、避難支援を行う際に留意すべき事項を支援者等に対し広く周知します。 	健康福祉課
②通所施設等における災害時行動マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●通所施設等において、災害時行動マニュアルを整備するとともに、地域と連携して防災訓練等を進めます。 	障害者福祉センター 子ども家庭支援センター
③緊急時の情報提供に関する仕組みづくり ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●東京消防庁が実施する「緊急ネット通報」(緊急通報送信システム)の周知・普及に努めます。 ●障害者・障害児が緊急時に周囲に支援を求めやすくするための「ヘルプカード」及び「救急医療情報キット」を配付します。 ●一人暮らしの重度身体障害者等に対して、緊急通報システム事業を実施します。 ●区内で発生した「子どもが犯罪被害に遭う恐れのある案件」等について、関係機関と連携をとりながら情報発信します。 	生活安全担当課 障害福祉課
④「(仮称)大規模水害を想定した避難行動支援計画」の策定 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の区民への普及を図るとともに、大規模水害時の要配慮者等の避難に対する支援計画をまとめます。 	防災・危機管理課

②災害時の体制確立

事業名	事業概要	主担当課
①避難行動要支援者名簿の作成 レ	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に支援を必要とする障害者について、本人の同意に基づいた「避難行動要支援者名簿」を作成し、消防署、警察署、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター、自主防災組織に情報提供します。また、定期的に関係機関共有名簿を更新します。 ●名簿情報に基づき、障害者を対象とした避難支援に係る「個別計画」の作成に着手します。 	健康福祉課 障害福祉課
②自主防災組織等との連携による支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織等との連携を図り、自主防災組織が実施する避難訓練等を通じて要配慮者の把握を進めるなど、発災時における支援体制の強化を図ります。 ●自主防災組織が実施する避難訓練に手話通訳者を派遣するなど、障害者の参加しやすい環境を整備します。 ●避難行動要支援者名簿をもとに、自主防災組織等との連携により、災害時に安否確認が実施できる体制を整備します。 	防災・危機管理課 地域防災担当課
③災害時における障害者への情報提供及び支援の充実 レ	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者に手話通訳者を派遣するなど、災害時の情報提供拠点づくりを検討します。 ●災害発生時には、ボランティアが迅速かつ円滑に活動できるよう、「災害ボランティアセンター」を設置します。 ●防災気象情報メール配信サービスの利用を推進します。 ●聴覚障害者のいる世帯へ、気象や避難の情報を文字表示できる戸別受信機を配付します。 ●「コミュニケーション支援ボード」を作成し、避難所での活用を検討します。 	防災・危機管理課 障害福祉課 社会福祉協議会
④被災後の生活支援体制の整備 レ	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者に配慮した避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄物資の充実等、被災後の生活支援体制の整備に努めます。 ●特別な設備等が必要な障害者・障害児が避難できる福祉避難所を整備します。 	防災・危機管理課 健康福祉課 障害福祉課 障害者福祉センター
⑤被災後の障害者の医療・医薬品の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都、関係機関と連携し、被災後の医療、医薬品の確保に取り組みます。 	生活衛生課
⑥在宅人工呼吸器利用者向け災害時個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で生活する人工呼吸器使用者の災害時の備えについて、本人、家族を含めた関係者間で個別支援計画を作成します。 ●在宅で生活する人工呼吸器使用者の東京電力パワーグリッド㈱の登録制度の利用促進を図ります。 	障害福祉課

(4) 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

方向性

障害のある人が自身の興味・関心に合わせて、スポーツ、文化活動等の余暇活動を行ったり、他の人と交流したりすることは、生きがいのある豊かな生活を送る上で非常に重要です。

障害のある人の生活の質の向上を図るため、さまざまな生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取組を行い、社会的活動への参加促進を図ります。

①文化芸術・余暇活動の充実

事業名	事業概要	主担当課
①障害者を対象とした生涯学習事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉センターにおいて、教養講座や創作活動等の生涯学習に係る事業を充実します。 ●講座修了者の自主グループ等による自発的な活動を支援します。 ●知的障害者を対象とした生涯学習事業について充実を図ります。 	障害者福祉センター 生涯学習・学校地域連携課
②障害者の参加に配慮した生涯学習事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●区で主催する生涯学習事業等において、手話通訳者等の確保や車いすに配慮した会場づくりを行うとともに、区内で開催される各種事業の主催者に対しても、障害者が参加しやすい環境づくりを働きかけます。 	生涯学習・学校地域連携課

事業名	事業概要	主担当課
③図書館における障害者向けサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●中央図書館において、音訳デジター図書作成のための録音室、対面音訳室、サポート室のさらなる活用を図ります。 ●中央図書館において、拡大読書機や自動音訳機等の補助機器のさらなる活用を図ります。 ●中央図書館において、音訳及び点字資料の貸出を充実します。 ●来館が困難な障害者への貸出、宅配サービスを充実します。 ●対面音訳は、利用者のさまざまな要望に応えられるように、サービスを充実します。 ●読むことが困難な方へのサービスを実施します。 ●障害者団体を通じて、図書館での障害者サービスをPRし、図書館以外の区民施設（地域振興室等）の活用を充実します。 ●大活字本の充実を図るほか、ボランティアとの協働による音訳デジター図書及び点字図書の作成を充実します。 ●音訳者・点訳者養成講座を実施し、図書館でのボランティア活動の充実を図ります。 ●「見る」、「聞く」ことが困難な方と一般の方が一緒に楽しめるバリアフリー映画会とバリアフリー朗読会（手話通訳付き）を実施します。 	中央図書館
④障害者の文化芸術活動の支援 <div style="text-align: right;">☑</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の文化芸術活動の成果を発表する場である障害者作品展等の充実を図ります。 ●障害者による作品等を発表できる場を提供するなど、障害者の文化芸術活動を支援します。 	障害福祉課 障害者福祉センター

②スポーツの推進

事業名	事業概要	主担当課
①誰もが参加できるスポーツ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、既存の区立スポーツ施設の改修・新築にあわせ、バリアフリー化を進めるなど、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境づくりを推進します。 ●スポーツ施設の利用を促進するため、スポーツ関連施設を含めた総合案内板を設置します。 ●区内におけるスポーツ施設及びスポーツ施設までの経路等の実態を把握・検証し、障害者がスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。 	スポーツ推進課
②障害者スポーツの推進 ㊟	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都や東京都障害者総合スポーツセンターと情報を共有し、北区の障害者スポーツ推進のための協力体制を構築します。 ●日本車いすフェンシング協会と連携し、通年の車いすフェンシング教室を実施します。 ●パラリンピック実施競技の普及啓発をはじめ、障害者のスポーツ参加促進について検討します。 ●障害者の健康づくりの視点から、「北区さくら体操」をはじめとした手軽な運動の普及を図ります。 	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課 健康推進課
③障害者のスポーツ交流イベント ㊟	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人もない人も楽しめるスポーツイベントを実施します。 ●「北区ハートスポーツフェスタ」を、東京都障害者総合スポーツセンター等と連携して開催します。 ●ユニバーサルスポーツ体験会を開催します。 	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課
④障害者スポーツを支える人材の育成 ㊟	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体が実施する研修会及び講習会に、北区スポーツ推進委員が参加し、障害者スポーツの資質向上に努めます。 ●第二ブロック合同で、区民を対象とした「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を実施します。 	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課
⑤通所施設における文化・スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●区内の文化施設やスポーツ施設等を活用し、福祉園や福祉工房、福祉作業所における文化・スポーツ活動の充実を図ります。 ●文化・スポーツ活動を通じ、各障害者福祉施設の利用者間の相互交流の促進を図ります。 	スポーツ推進課 障害者福祉センター

イラスト

3 ともに支え合う地域社会をめざして

現状と課題

北区では、思いやりに満ちた支え合いのまちづくりをめざして、障害のある人もない人も地域で共に生活し自由に社会参加できるよう、福祉のまちづくりを推進してきました。また、こころのバリアフリーとして、意思疎通の支援や地域の交流の増大、障害や障害のある人に対する理解を促進し、福祉教育や人権意識の啓発、虐待の防止対策や権利擁護活動に取り組んできました。

障害者実態・意向調査の結果をみると、地域で安心して暮らすために重要な施策について、全体では、「障害に対する理解や交流の促進（43.8%）」が最も多くなっています。また、「建物・道路などのバリアフリー化（22.0%）」、「コミュニケーション支援の充実（19.4%）」も多くなっています。

バリアフリー化への希望については、全体では、「公共の交通機関（電車・バスなどに乗るとき）（38.1%）」が最も多く、次いで「地域の道路（32.0%）」、「公共のトイレ（24.8%）」、「お店（小売店、飲食店、銀行など）（22.2%）」となっています。

障害のある人を含む、すべての人が活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるまちづくりに向けて、バリアフリー化施策の取組を進め、誰もが便利で安全に移動や施設の利用ができるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが重要です。

また、区は、令和2年4月に「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を施行しました。この条例は、手話が言語であることへの理解の促進、障害の特性に応じた意思疎通の手段についての選択の機会の確保及び普及により、障害者の円滑な意思疎通を図ることを目指しています。

すべての区民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会を実現するためには、聴覚障害の他にも、さまざまな特性や一人ひとりの状況、必要性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報バリアフリーの推進に努めていくことが必要です。近年では、情報通信技術の進展が障害者のコミュニケーション手段や情報収集に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保等と合わせて、情報通信機器の有効活用を通じた支援の充実を図っていくことが求められています。

また、障害者差別解消法の認知状況について、全体では、「まったく知らない(42.4%)」が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない(31.3%)」、「聞いたことがあり、内容も知っている(10.3%)」となっています

障害を理由とする差別を感じた経験については、全体では、「電車・バスなどの交通機関で(12.9%)」が最も多く、次いで「職場で(7.9%)」、「お店(小売店、飲食店、銀行など)で(7.4%)」、「学校で(5.7%)」となっています。

区は、共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人への区民の理解を促進するとともに、差別や偏見を解消するため、一層の普及啓発を行っていくことが必要です。また、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、障害のある人が多様な機会を通じて地域住民とふれあうことで相互理解を深め、積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

そのため、子どもの頃から人と人との心の障壁を取り除き、思いやりと助け合いの心を育てるため、世代間交流や福祉教育等に取り組むこころのバリアフリーを促進することが重要です。

さらに、成年後見制度の認知と利用状況について、全体では、「知っているが、利用したことはない(49.7%)」が最も多く、次いで「知らない(32.5%)」、「利用したことがある、または、現在利用している(1.5%)」となっています。

障害のある人の虐待に関わる通報や届け出、支援等の相談を受け付ける「障害者虐待防止センター」の認知状況については、全体では、「まったく知らない(57.1%)」が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない(23.0%)」、「聞いたことがあり、内容も知っている(6.0%)」となっています。

今後、権利擁護活動や虐待防止対策を更に推進していくためには、地域及び当事者の意識啓発を図るとともに、各種制度の周知や制度利用のための相談支援等の充実に一層の取組を進めることが必要です。

(1) 福祉のまちづくりの推進

方向性

障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、平成30年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

障害のある人が、あらゆる分野において活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるように、建物や交通機関等のバリアフリー化の取組を進め、誰もが安全にかつ安心して生活することができるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、区の事務事業を行うに当たっては、障害のある人が行政サービスを利用しやすくなるように、合理的配慮の提供を実施します。

①バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

事業名	事業概要	主担当課
①公共施設、建物等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに公共施設を整備する際は、誰もが使いやすいようユニバーサルデザインの視点を踏まえます。 ●既存施設を改修する際は、エレベーターを設置するなど、公共施設のバリアフリー化を推進します。 	総務課 営繕課 健康福祉課 土木政策課 学校改築施設管理課
②民間施設、建物等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱」に基づき、民間事業者に対して、窓口における事前相談時及び確認審査時に建築物のバリアフリー化を要請します。 	健康福祉課 建築課
③交通バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●北区バリアフリー基本構想及び地区別構想に基づき、鉄道駅と生活関連施設等を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化を推進します。 ●路線バスへの超低床式バスの導入促進について、事業者等へ要請します。 ●民間リフト付きタクシーの運行台数の増加等について、関係機関及び事業者等へ要請します。 ●視覚障害者のために音声信号機の設置を要望します。 	障害福祉課 都市計画課 土木政策課 施設管理課 道路公園課

事業名	事業概要	主担当課
④バリアフリー基本構想の推進 ㊞	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー基本構想を推進します。 ●バリアフリー化の計画的な推進を図るため、北区バリアフリー基本構想推進協議会において、事業の進捗状況の把握及び改善検討を進めます。 	都市計画課
⑤福祉のまちづくりへの理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーやユニバーサルデザインについて、区民や事業者への周知・啓発活動を強化し、福祉のまちづくりへの理解を推進します。 ●「身体障害者補助犬法」をPRし、店舗、飲食店、ホテル等の民間建物への補助犬の受け入れを促進します。 ●障害者差別解消法について、普及啓発を図ります。 	健康福祉課 障害福祉課
⑥移送サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●北区社会福祉協議会のハンディキャブ貸出事業に対し、補助を行います。 ●リフト付き介護タクシーの利用支援を図ります。 	健康福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会

②行政サービス等における配慮

事業名	事業概要	主担当課
①区の刊行物等における障害者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●北区ニュース、区議会だより等、区の刊行物について、点字版、音声版等の作成を進めるとともに、読みやすさ、色等に配慮します。 ●障害者や高齢者に配慮し、できるだけ適切な活字の大きさにし、ふりがな表記やわかりやすい表現の使用に努めます。 ●視覚障害者への公的な郵便物について、発信元等の点字表示を推進します。 	広報課 障害福祉課 区議会事務局 各課
②障害者に配慮した案内表示の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設内の案内表示板の大型化・文字の大型化等、障害者の利用に配慮した案内表示の整備を進めます。 	総務課 営繕課
③ICTを活用した情報提供・情報交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●区の公式ホームページは、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定等のバリアフリー対応を実施し、障害者に配慮した情報提供・情報交流を推進します。 ●電子申請等ICTの更なる活用により、行政手続きにおける利便性の向上を図ります。 ●各課と連携して、緊急情報・区政情報をメールやSNSで配信し、適時適切な情報提供に努めます。 ●区議会の傍聴者へ音声文字変換システム入りタブレットを貸し出します。 	広報課 情報政策課 区議会事務局

事業名	事業概要	主担当課
④選挙における障害者等への配慮 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●投票所において、投票しやすい環境の整備に努めます。 ●郵便等投票による不在者投票を実施します。 ●心身の故障その他の事由で字を書くことが困難な方に対して、代理投票を実施します。 ●視覚の不自由な方が点字投票をできるよう、点字版の氏名等一覧や点字器を各投票所に備え付けます。 ●希望者に選挙公報の概要版（点字版、音声版）を配付します。 ●選挙のお知らせ（入場整理券）に点字シールを貼り付け、選挙の周知に努めます。 	選挙管理委員会事務局
⑤障害者差別解消法の規定に基づいた職員対応要綱の順守 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●職員は、「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」を遵守します。 ●職員の障害に対する理解促進を図るため、障害者差別解消法に関する研修等を実施します。 ●職員ハンドブックの配付等により、障害のある方へ適切に対応するための意識啓発を図ります。 	職員課 障害福祉課

(2) こころのバリアフリーの推進

方向性

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮を提供することにより、障害のある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する地域社会を実現することを目的としています。

共生社会を実現するために、障害のある人が円滑に必要な情報を取得し、利用できるよう、意思疎通の支援や情報バリアフリーの取組を推進します。また、地域における障害のある人とない人の交流を促すとともに、区民や事業者の障害に対する理解を促進し、障害のある人に対する差別や偏見をなくします。

さらに、成年後見制度の利用促進や障害のある人への虐待の防止等、権利擁護の取組を推進し、思いやりと助け合いの心を育てる「こころのバリアフリー」を育みます。

①意思疎通支援の充実

事業名	事業概要	主担当課
①情報通信機器等の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者向けIT講習会の充実を図るとともに、障害に合った情報機器類やソフトウェアの普及を推進します。 ●視覚障害者用活字文書読み上げ装置等、コミュニケーション手段にかかる福祉機器について、最新情報の収集・提供に努めます。 	障害福祉課 障害者福祉センター
②福祉ボランティアの活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●手話通訳、点訳、朗読の福祉ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、福祉ボランティア活動の普及に努めます。 	地域振興課 障害者福祉センター
③意思疎通支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の意思疎通を仲介するための意思疎通支援事業の実施・充実を図ります。 ●区が実施する講演会やシンポジウム等については、手話通訳者等を派遣し、参加者の円滑な意思疎通を支援します。 ●手話通訳者研修を充実し、通訳者の質の向上を図ります。 ●「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」の普及啓発を図ります。 ●感染症等により、手話通訳者の派遣が困難な状況において、聴覚障害者の意思疎通の手段を確保できるよう、遠隔手話通訳サービスを実施します。 	障害福祉課

事業名	事業概要	主担当課
④手話講習会の実施	●手話講習会において、初級、中級、通訳者養成コースを実施し、手話通訳者及びボランティアを育成します。	障害者福祉センター

②地域交流の機会の確保

事業名	事業概要	主担当課
①障害者と地域の相互交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●町会・自治会が主催する地域行事や地域活動への障害者の積極的な参加を進めます。 ●障害者福祉施設の地元開放を進めるとともに、施設が実施している地域行事や季節行事等の充実を図ります。 ●青少年地区委員会活動等への障害者・障害児の参加促進に努めます。 	地域振興課 障害者福祉センター 生涯学習・学校地域連携課
②障害者のボランティア活動等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●防災活動等の地域のボランティア活動への参加を支援します。 ●通所施設等が地域のリサイクル活動として実施している集団回収事業を引き続き支援します。 	地域振興課 北区清掃事務所

③障害及び障害者への理解の促進及び差別の解消

事業名	事業概要	主担当課
①障害理解のための 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●区が発行する広報紙、情報誌、パンフレット等を活用し、障害及び障害者に関する理解を促進します。 ●学校、障害者福祉施設等との連携を図り、「障害者週間」を中心に障害理解のための広報活動を多様なメディアを活用して総合的に実施します。 	広報課 障害福祉課 障害者福祉センター
②障害者の差別を解消するための取組 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の理解のための講演会や映画上映会等を開催します。 ●障害者や関係者、事業者から障害者差別に関する相談を受け付け、必要な支援を行います。 	障害福祉課
③ヘルプカードの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者・障害児が周囲に支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配付します。 ●「ヘルプカード」を広く地域住民に知ってもらうことにより、障害者への理解を促進します。 	障害福祉課
④講座や障害者作品展を通じた障害理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者作品展や講演、講座の開催を通じ、障害理解を促進します。 ●NPO・ボランティアぷらざにおける「夏！体験ボランティア」や「ファーストステップ（ボランティア活動入門講座）」等を活用し、障害理解の促進を図ります。 	地域振興課 障害者福祉センター
⑤公共施設内への障害者の店の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設内への障害者の店（作品販売、喫茶等）の設置を促進し、地域におけるふれあいの拠点づくりを進めます。 	障害福祉課 障害者福祉センター
⑥人権擁護に関する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の権利擁護に関する意識の向上に向けて、さまざまな啓発事業の充実と障害理解の促進を図ります。 ●福祉に携わる職員等を対象に、障害者の権利擁護に関する研修を充実します。 	障害福祉課 多様性社会推進課

④障害理解のための教育の充実

事業名	事業概要	主担当課
①交流教育・副籍制度の充実 ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●区立小・中学校における特別支援学級（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級）と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ります。 ●区立小・中学校と都立特別支援学校との交流事業の充実を図ります。 ●都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、継続的な交流を通じて、居住する地域の中で、障害のない児童・生徒との相互理解につながり、豊かな心を育てていくことを目指します。 	教育総合相談センター
②体験ボランティア活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校、高等学校の生徒を中心に、障害者福祉施設や特別支援学校における体験ボランティア活動を実施します。 	地域振興課
③特別支援教育への理解・啓発の充実 ☑	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園、小・中学校教諭に対する障害を理解するための研修の充実を努め、特別支援教育の向上を図ります。 ●特別支援教育への正しい理解と啓発を図っていくための保護者・地域及び全教職員向けのリーフレットの作成・配布を行います。 ●特別支援教育への理解・啓発のための図書を購入し、各小・中学校へ配布します。 	教育総合相談センター
④福祉教育プログラムの実施・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・高等学校の総合的な学習の時間等において、障害者による講話や車いす体験等を実施するなど福祉教育プログラムを行い、障害への理解を深めるとともに福祉のこころや実践力の育成を図り「ともに生きる力」を育みます。 	教育指導課 社会福祉協議会
⑤子どもに対する障害理解のための普及啓発の強化 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●障害及び障害のある人についての理解を深め、思いやりと助け合いの心を育てるため、小学校5年生を対象に障害別の接し方等を解説したパンフレットを配付します。 	障害福祉課

⑤虐待の防止と権利擁護

事業名	事業概要	主担当課
①虐待防止センターの充実 <div style="text-align: right;">☑</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止に関する相談機能の充実を図ります。 ●東京都権利擁護センターと連携し対応します。 ●障害者虐待防止センターにおいて、障害者及び養護者等からの相談・通報・届出等に対して権利を擁護するための支援を行います。 ●高齢福祉課や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。また、弁護士等の外部の専門家との連携を図り、専門的支援体制を充実します。 	障害福祉課
②虐待防止のための研修及び講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止・権利擁護を推進するため、区職員、相談支援専門員、施設従事者等に対し、研修及び講習会を実施します。 	障害福祉課
③権利擁護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して福祉サービスを利用できるよう、北区社会福祉協議会と連携し、権利擁護センター「あんしん北」による地域福祉権利擁護事業、財産保全サービス、成年後見制度利用支援を柱とした権利擁護体制の充実を図るとともに、制度の利用の促進に努めます。 ●北区自立支援協議会と連携し、権利擁護体制の強化に努めます。 	障害福祉課 社会福祉協議会
④子ども家庭支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに不安のある障害のある保護者に対し、養育支援が必要な場合は、家庭で適切な養育ができるよう子ども家庭支援センターの専門的な相談・支援を充実します。 	子ども家庭支援センター
⑤要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の予防、早期発見や適切な対応を進めるために、児童相談所・保育園・学校・医療機関等で構成する要保護児童対策地域協議会において連携を強化します。 	子ども家庭支援センター

第 5 章

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」は、国の基本指針を踏まえ、令和5年度を目標年度として、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末の施設入所者数	242人	令和元年度末時点（246人）から1.6%削減 【国指針：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減】
令和5年度末までの地域生活移行者数	15人	令和元年度末の施設入所者の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値		設定の考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催		【国指針：市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築】
令和5年度における精神障害者の利用者数	地域移行支援事業	12人
	地域定着支援事業	12人
	共同生活援助事業	50人
	自立生活援助事業	3人
		現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ等を勘案し、利用者数の見込みを設定 令和元年度末時点の利用者数 地域移行支援事業6人、地域定着支援事業6人 共同生活援助事業35人、自立生活援助事業1人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目 標 値	設定の考え方
令和5年度末までに、区内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保	【国指針：令和5年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	設定の考え方	
令和5年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	83人 (1.27倍) 令和5年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(62人)の1.27倍以上 【国指針：令和元年度実績の1.27倍以上】	
内訳	就労移行支援事業からの移行者数	76人 (1.30倍) 令和5年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(58人)の1.30倍以上 【国指針：令和元年度実績の1.30倍以上】
	就労継続支援A型事業からの移行者数	6人 (1.26倍) 令和5年度中に、就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(4人)の1.26倍以上 【国指針：令和元年度実績の1.26倍以上】
	就労継続支援B型事業からの移行者数	1人 (1.23倍) 令和5年度中に、就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(0人)の1.23倍以上 【国指針：令和元年度実績の1.23倍以上】
令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合	7割 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合。 【国指針：7割が就労定着支援事業を利用することを基本】	
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の割合	7割 令和5年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の就労定着率が8割以上の事業所の割合。 【国指針：就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本】	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末までに設置する数	児童発達支援センター	1か所 【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2か所 【国指針：令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	6か所 【国指針：令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
	医療的ケア児等支援施設	1か所 医療的ケア児等を預かり、保育や療育を行うことができる施設を少なくとも1か所確保し、保護者の就労や生活の支援を図る。
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		充実 【国指針：令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置		充実 【国指針：令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置 【国指針：令和5年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値	設定の考え方
基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実・強化等の取組を実施	【国指針：令和5年度末までに、各市町村において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保】

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値		設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築		【国指針：令和5年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築】
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加	促進	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図る。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用・共有	年12回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定

2 障害福祉サービスの見込量（活動指標）

北区における過去の実績値の傾向と地域の実情を考慮し、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスの見込量（活動指標）及び見込量を確保するための方策を設定し、成果目標の達成に努めます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスの種類によっては、令和2年度の実績（見込み）が減少しているものもありますが、令和3年度以降の見込量が過小に推計されることがないように考慮しています。

（1）訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位 (人/時間)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用者数	645	679	641	689	704	718
	延利用量	8,843	8,702	8,648	9,184	9,380	9,576
重度訪問介護	実利用者数	45	47	48	50	51	52
	延利用量	15,917	16,434	17,715	19,577	20,652	21,779

サービス名	単位 (人/時間)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
同行援護	実利用者数	228	234	210	230	231	233
	延利用量	5,538	5,410	4,892	5,512	5,552	5,591
行動援護	実利用者数	27	26	23	28	29	31
	延利用量	552	562	508	598	628	657
重度障害者等 包括支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用量	0	0	0	608	608	608

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・相談支援を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促します。また、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、東京都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者・障害児が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に応じた事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労した障害者が職場に定着できるように、施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
福祉型短期 入所 (ショート ステイ)	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型短期 入所 (ショート ステイ)	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位 (人/人日)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	実利用者数	579	580	573	606	619	631
	延利用量	11,143	11,123	10,888	11,607	11,843	12,078
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	4	4	5	5	5	5
	延利用量	51	46	42	48	48	48
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	30	38	44	46	48	51
	延利用量	419	548	684	718	753	788
就労移行支援	実利用者数	112	119	130	135	139	143
	延利用量	1,868	1,864	2,056	2,155	2,229	2,303
就労継続支援 (A型)	実利用者数	70	65	65	74	76	77
	延利用量	1,269	1,145	1,161	1,307	1,333	1,360
就労継続支援 (B型)	実利用者数	575	573	569	601	613	625
	延利用量	9,193	9,091	9,023	9,559	9,754	9,947
就労定着支援	実利用者数	8	50	53	54	55	56
療養介護	実利用者数	42	41	41	42	43	43
福祉型短期入 所（ショート ステイ）	実利用者数	211	228	216	236	249	262
	延利用量	1,332	1,554	1,427	1,685	1,851	2,032
医療型短期入 所（ショート ステイ）	実利用者数	19	17	20	23	25	26
	延利用量	97	87	101	111	118	125

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備・誘導に努めます。
- 利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、区立の就労継続支援（B型）施設について、生活介護も一体的に行う多機能型への移行等の検討を行います。
- 特別支援学校、就労支援センター、ハローワーク、サービス提供事業者等との連携を図りながら、サービスの質の向上・充実、障害者の就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、家族が病気になったとき等の緊急時に対応できる短期入所事業所の確保を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス名	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障害者へ、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位 (人)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	実利用者数	0	1	1	3	4	5
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	240	239	246	265	276	288
施設入所支援	実利用者数	257	251	250	248	246	244

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- 重度の障害者が地域生活を送ることができるよう、グループホームの整備に際して区有地等を活用するとともに、民間事業者に対する建設費の一部補助等を通して、区内のグループホームの整備を推進します。
- グループホームの設置を促進するに当たり、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図ります。
- 入所施設による支援が必要な人のニーズを踏まえ、区内への社会福祉法人等による入所施設の整備誘導を検討します。

(4) 相談支援系サービス

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映したサービス等利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位 (人)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	実利用者数	299	371	432	441	451	460
地域移行支援	実利用者数	3	7	4	7	8	9
地域定着支援	実利用者数	8	6	2	6	6	7

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 障害者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、相談支援を行う人材の育成、困難事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態により実施するものです。北区では、必須事業とされている11事業と、4種類の任意事業を実施します。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスの種類によっては、令和2年度の実績（見込み）が減少しているものもありますが、令和3年度以降の見込量が過小に推計されることがないように考慮しています。

（1）理解促進研修・啓発事業

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 見込量確保の方策

- 障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	概要
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 見込量確保の方策

- 障害者福祉センターの講座修了者による自主グループの活動を支援し、障害者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

サービス名	概要
障害者相談支援事業	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討	設置	設置	設置
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件				50	50	50
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件				4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組	回数				8	8	8

② 見込量確保の方策

- 北区障害相談係等において、引き続き適切な情報提供・助言を行い、障害福祉サービスの利用支援等、相談支援の充実に努めます。
- 障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化の取組を行う等、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。
- 住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	福祉サービスの利用において、自己の判断で適切に利用することが困難な知的障害や精神障害のある人に対し、親族がない場合、成年後見人の申立費用、報償費の一部を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	2	9	3	10	10	10

※令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対する支援として、事業を継続するとともに、情報提供に努めます。
- 成年後見人等を選任する必要があるながら、身寄りがない等申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います。また、弁護士等の外部の専門家との連携を図り、申立ての妥当性、後見人候補者の検討等、候補者の調整を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

① 必要な量の見込み及び見込量確保の方策

- 法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名	概要
意思疎通支援事業	聴覚等に障害のある人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者の派遣及び手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者の派遣を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北区手話通訳派遣事業利用登録者	実利用登録数(人)	208	206	208	218	222	227
北区手話通訳派遣事業利用件数	実利用件数(件)	2,219	2,299	2,198	2,351	2,399	2,447
北区手話通訳派遣事業手話通訳者設置数	実設置数(人)	38	38	38	40	41	42
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	258	210	178	263	268	274

※令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 手話通訳者が常駐する北区手話通訳連絡所において、手話通訳者の派遣についてきめ細かく調整し、サービスの向上に努めます。
- 手話通訳者派遣の需要に対しては、手話通訳者の増員や東京都手話通訳者等派遣センターへの委託により、引き続き必要なサービス量を確保します。
- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き手話通訳者養成講座を実施します。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	29	28	9	33	33	34
自立生活支援用具	件	52	45	72	68	70	71
在宅療養等支援用具	件	42	41	63	46	47	48
情報・意思疎通支援用具	件	96	77	54	94	96	97
排せつ管理支援用具	件	6,394	6,268	6,348	6,556	6,690	6,823
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	22	23	36	24	25	25

※令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。
- 日常生活用具に関する新製品等の情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者を養成するために、ボランティア育成講座（初級・中級）・通訳者養成講座のクラスに分け、年間を通して講習会を開催します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位 (人)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習 修了者数	148	145	-	156	159	162

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止

② 見込量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(9) 移動支援事業

サービス名	概要
移動支援事業	社会生活上必要な外出等、障害者・障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。また、日中一時支援事業利用の際の送迎として、車両移送型を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	登録事業所数	193	213	259	259	274	296
	実利用者数	554	530	441	609	648	689
	延べ利用時間	4,512	4,468	3,968	4,759	4,860	4,962

※令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施等、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援センター事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用登録者数（人）	373	390	401	419	433	447

※令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(11) 広域的な支援事業

サービス名	概要
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むため、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県・市町村・精神科病院の医師・相談支援事業所・福祉サービス事業者・ピアサポーター等で構成する「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を設置するものです。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会開催	回数	0	0	検討	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 協議の場を開催し、区における地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進します。

(12) 任意事業

サービス名	概要
身体障害者訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	介護者が、日中介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
身体障害者用自動車改造補助事業	就労等のために、身体障害者本人が所有し、かつ運転する自動車の操向装置等の自動車改造費用の一部を助成します。
障害者運転免許取得経費補助事業	18歳以上の障害者が自動車運転免許を取得する場合、教習所の入所料、教習料等助成対象経費を補助します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者訪問入浴サービス事業	実利用者数(人/月)	30	37	26	32	33	34
日中一時支援事業	実施箇所数	3	2	2	4	4	4
	実利用者数(人/月)	41	36	31	38	39	40
身体障害者用自動車改造補助事業	実利用者数(人/年)	1	1	3	6	6	6
障害者運転免許取得経費補助事業	実利用者数(人/年)	3	1	1	3	3	3

※令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情等を勘案し、事業を必要とする人へのサービス提供を継続します。

4 障害児通所支援等の見込量（活動指標）

北区における過去の実績値の傾向と地域の実情を考慮し、令和3年度から令和5年度までの障害児通所支援等の見込量（活動指標）及び見込量を確保するための方策を設定し、成果目標の達成に努めます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスの種類によっては、令和2年度の実績（見込み）が減少しているものもありますが、令和3年度以降の見込量が過小に推計されることがないように考慮しています。

サービス名	概要
児童発達支援	心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）や重症心身障害児等が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置するものです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位 (人/人日)	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	233	278	287	308	320	334
	延利用量	1,625	1,996	2,145	2,208	2,299	2,399
医療型児童発達支援	実利用者数	10	12	10	12	12	13
	延利用量	69	37	30	50	52	54

サービス名	単位 (人/人日)	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	実利用者数	336	374	404	414	431	449
	延利用量	4,170	4,497	4,786	5,315	5,718	6,162
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	3	5	5	5
	延利用量	0	0	72	120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	3	3	3
	延利用量	0	0	0	72	72	72
障害児相談支援	実利用者数	40	92	188	196	204	213
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	配置数	0	0	検討	1	1	1

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和2年度は見込量

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 年少人口の増加に伴い、今後、サービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広くサービス提供事業者の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を支援することができる事業所等の確保を図ります。
- サービス提供事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上・充実を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

1 計画の推進体制

すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会を実現するため、福祉部門と他の部門がより連携を深めながら、それぞれの担当部局が障害者施策を計画的に推進します。また、行政のみならず、広く区民の参加と理解・協力を得て、障害者施策を総合的かつ効果的に推進します。

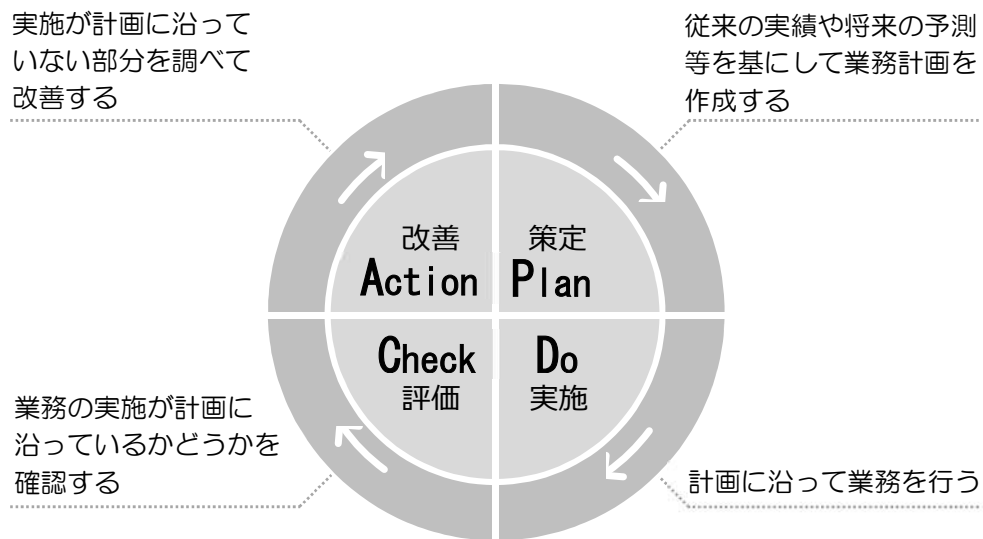
さらに、本計画の推進に当たって、北区は、国、東京都、区の役割を明確に認識し、相互の協力体制の強化を図るとともに、国や東京都に対して、区の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な財政措置や人材の確保等について継続的に要望します。また、障害福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障害者団体等との連携を強め、東京都北区自立支援協議会を活用し、地域における障害福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、事業の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

そのため、北区は、定期的に各事業の進捗状況や実績を把握し、分析・評価を行うとともに、その結果を公表し、区民や関係者の理解と協力を得ながら、各事業の着実な進行管理と障害者施策の推進に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 サービス見込量（活動指標）一覧

（1）障害福祉サービス

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護 （ホームヘルプ）	実利用者数（人）	689	704	718	
		延利用量（時間）	9,184	9,380	9,576	
	重度訪問介護	実利用者数（人）	50	51	52	
		延利用量（時間）	19,577	20,652	21,779	
	同行援護	実利用者数（人）	230	231	233	
		延利用量（時間）	5,512	5,552	5,591	
	行動援護	実利用者数（人）	28	29	31	
		延利用量（時間）	598	628	657	
	重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	1	1	1	
		延利用量（時間）	608	608	608	
	日中活動系サービス	生活介護	実利用者数（人）	606	619	631
			延利用量（人日）	11,607	11,843	12,078
自立訓練（機能訓練）		実利用者数（人）	5	5	5	
		延利用量（人日）	48	48	48	
自立訓練（生活訓練）		実利用者数（人）	46	48	51	
		延利用量（人日）	718	753	788	
就労移行支援		実利用者数（人）	135	139	143	
		延利用量（人日）	2,155	2,229	2,303	
就労継続支援（A型）		実利用者数（人）	74	76	77	
		延利用量（人日）	1,307	1,333	1,360	
就労継続支援（B型）		実利用者数（人）	601	613	625	
		延利用量（人日）	9,559	9,754	9,947	
就労定着支援		実利用者数（人）	54	55	56	
療養介護		実利用者数（人）	42	43	43	
福祉型短期入所 （ショートステイ）		実利用者数（人）	236	249	262	
		延利用量（人日）	1,685	1,851	2,032	
医療型短期入所 （ショートステイ）		実利用者数（人）	23	25	26	
		延利用量（人日）	111	118	125	

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系サービス	自立生活援助	実利用者数（人）	3	4	5
	共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人）	265	276	288
	施設入所支援	実利用者数（人）	248	246	244
相談支援系サービス	計画相談支援	実利用者数（人）	441	451	460
	地域移行支援	実利用者数（人）	7	8	9
	地域定着支援	実利用者数（人）	6	6	7

（２）地域生活支援事業

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件	50	50	50
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	4	4	4
	地域の相談機関との連携強化の取組	回数	8	8	8
成年後見制度利用支援事業		実利用者数（人）	10	10	10
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	北区手話通訳派遣事業利用登録者	実利用登録数（人）	218	222	227
	北区手話通訳派遣事業利用件数	実利用件数（件）	2,351	2,399	2,447
	北区手話通訳派遣事業手話通訳者設置数	実設置数（人）	40	41	42
	手話通訳者・要約筆記派遣事業	実利用件数（件）	263	268	274
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具	件	33	33	34
	自立生活支援用具	件	68	70	71
	在宅療養等支援用具	件	46	47	48
	情報・意思疎通支援用具	件	94	96	97
	排せつ管理支援用具	件	6,556	6,690	6,823
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	24	25	25
手話奉仕員養成研修事業		実講習修了者数（人）	156	159	162

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	登録事業所数		259	274	296
	実利用者数（人）		609	648	689
	延べ利用時間		4,759	4,860	4,962
地域活動支援センター事業	箇所数		1	1	1
	利用登録者数（人）		419	433	447
広域的な支援事業		協議会開催回数	1	1	1
任意事業	身体障害者訪問入浴サービス事業	実利用者数（人/月）	32	33	34
	日中一時支援事業	実施箇所数	4	4	4
		実利用者数（人/月）	38	39	40
	身体障害者用自動車改造補助事業	実利用者数（人/年）	6	6	6
	障害者運転免許取得経費補助事業	実利用者数（人/年）	3	3	3

（3）障害児通所支援等

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数（人）		308	320	334
	延利用量（人日）		2,208	2,299	2,399
医療型児童発達支援	実利用者数（人）		12	12	13
	延利用量（人日）		50	52	54
放課後等デイサービス	実利用者数（人）		414	431	449
	延利用量（人日）		5,315	5,718	6,162
保育所等訪問支援	実利用者数（人）		5	5	5
	延利用量（人日）		120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）		3	3	3
	延利用量（人日）		72	72	72
障害児相談支援	実利用者数（人）		196	204	213
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置数（人）		1	1	1

2 策定体制

(1) 東京都北区自立支援協議会

① 設置要綱

東京都北区自立支援協議会設置要綱

20北福障第4204号

平成21年3月6日区長決裁

(設置)

第1条 障害者（障害児を含む。以下同じ。）への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、東京都北区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者への支援体制の整備
- (2) 障害者への支援体制に関する課題の検討
- (3) 北区障害者計画の改定
- (4) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定
- (5) 北区障害者計画、北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (6) その他協議会の運営に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北区障害者団体連合会が推薦する者
- (3) 区内に所在する指定相談支援事業者
- (4) 地域住民代表
- (5) 保健医療関係代表
- (6) 教育・就労関係代表
- (7) 北区議会議員
- (8) 北区社会福祉協議会が推薦する者

- (9) 健康福祉部長
- (10) 健康福祉課長
- (11) 障害者福祉センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、学識経験者である委員の中から区長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。
- 3 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(除斥)

第7条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する協議事項について、調査、研究等を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する部会委員をもって組織する。
- 3 部会委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

付 則（平成24年5月31日区長決裁24北福障第1674号）

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 北区障害者施策推進協議会設置要綱（12北福地第824号平成13年1月24日区長決裁）は廃止する。

付 則（令和2年11月6日区長決裁2北福障第3666号）

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

② 委員名簿

東京都北区自立支援協議会委員名簿

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(敬称略)

区分	所属等		氏名
学識経験者	武蔵野大学名誉教授 (会長)		川村 匡由
	東洋大学教授		吉田 光爾
北区障害者団体連 合会が推薦する者	身体障害者団体代表	NPO法人ピアネット北	井上 良子
		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
		北区聴覚障害者協会	大八木 剛
		北区視覚障害者福祉協会	遠藤 吉博
	知的障害者団体代表	北区手をつなぐ親愛の会	小宮 榮次
		社会福祉法人つみき	中嶋 郷子
	精神障害者団体代表	NPO法人北区精神障害者を 守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
NPO法人わくわくかん		古場 亜希	
区内に所在する指 定相談支援事業者	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑		久島 由季菜
	北区障害者地域活動支援室 支援センターきらきら		横手 美幸
地域住民代表	北区町会自治会連合会		小川 孝
	北区民生委員児童委員協議会		石井 清貴
	東十条在住	(副会長)	小田 政利
	中十条在住		田中 佐季
	東十条在住		橋爪 英章
保健医療関係代表	北区医師会		須賀田 元彦
	北区訪問看護ステーション連絡協議会		平原 優美
教育・就労関係代表	東京都立王子特別支援学校		松井 裕
	東京都立北特別支援学校		渡邊 涼
	王子公共職業安定所		建部 功一
	就労支援センター北		小島 靖子
北区議会議員	健康福祉委員会委員長		花見 たかし
	健康福祉委員会副委員長		山崎 たい子
北区社会福祉協議 会が推薦する者	北区社会福祉協議会 権利擁護センターあんしん北		飯野 加代子
関係行政機関	健康福祉部長		峯崎 優二
	健康福祉課長		飯窪 英一
	障害者福祉センター所長		田中 英行

(2) 東京都北区障害者計画等検討委員会

①設置要綱

東京都北区障害者計画等検討委員会設置要綱

26北福障第2321号

平成26年7月9日区長決裁

(設置)

第1条 北区障害者計画、北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定並びに改定に関する検討等を行うため、北区障害者計画等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) 北区障害者計画の策定及び改定
- (2) 北区障害者計画の進捗状況の把握及び評価
- (3) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定
- (4) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (5) その他、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部健康福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(招集等)

第4条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 検討委員会の所掌事項の調査研究を行うため、検討委員会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会の設置に関する事項は、委員長が別に定める。
- 3 部会は、委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則（平成28年8月15日区長決裁28北福障第2534号）

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

付 則（令和2年6月10日区長決裁2北福障第1828号）

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

政策経営部	企画課長
政策経営部	財政課長
危機管理室	防災・危機管理課長
地域振興部	地域振興課長
地域振興部	スポーツ推進課長
健康福祉部	健康推進課長
健康福祉部	高齢福祉課長
健康福祉部	障害福祉課長
健康福祉部	障害者福祉センター所長
健康福祉部	副参事（北区社会福祉協議会派遣）
まちづくり部	都市計画課長
教育振興部	教育指導課長
教育振興部	教育総合相談センター所長
子ども未来部	保育課長
子ども未来部	子ども家庭支援センター所長

②委員名簿

東京都北区障害者計画等検討委員会委員名簿

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(敬称略)

○ 要綱第3条による正副委員長

所属	氏名
委員長（健康福祉部長）	峯崎 優二
副委員長（健康福祉部 健康福祉課長）	飯窪 英一

○ 要綱第3条（別表）による委員

所属	氏名
政策経営部 企画課長	倉林 巧
政策経営部 財政課長	小林 誠
危機管理室 防災・危機管理課長	高木 俊茂
地域振興部 地域振興課長	関谷 幸子
地域振興部 スポーツ推進課長	石丸 三朗
健康福祉部 健康推進課長	内山 義明
健康福祉部 高齢福祉課長	岩田 直子
健康福祉部 障害福祉課長	加藤 富男
健康福祉部 障害者福祉センター所長	田中 英行
まちづくり部 都市計画課長	丸本 秀昭
教育振興部 教育指導課長	畔柳 信之
教育振興部 教育総合相談センター所長	田名邊 要策
子ども未来部 保育課長	土屋 修二
子ども未来部 子ども家庭支援センター所長	酒井 史子

○ 要綱第4条により出席を求める委員

所属	氏名
北区社会福祉協議会 事務局次長	窪田 みなみ

(3) 計画の検討経過

① 東京都北区自立支援協議会

回数	開催日	主な議事
第1回	令和2年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害者計画等の進捗状況について ● 北区障害者計画の改定等について ● 北区障害者実態・意向調査の結果について ● 基幹相談支援センターの整備方針について
第2回	令和2年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害者計画2021、第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画の素案について ● 計画策定に向けた今後のスケジュールについて
第3回	調整中	

※ 令和2年7月以降、北区自立支援協議会専門部会（相談支援部会、地域生活部会、権利擁護部会、就労支援部会、医療的ケア児・者支援部会）において、計画改定における基本的考え方や北区障害者計画のたたき台素案等について検討を行いました。

※ 一部の専門部会は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、書面による会議の開催又は参加人数の縮小等、感染拡大の防止に留意しつつ検討を行いました。

② 東京都北区障害者計画等検討委員会

回数	開催日	主な議事
第1回	令和2年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害者計画の改定等について ● 北区障害者計画等の進捗状況について ● 北区障害者実態・意向調査の結果について
第2回	令和2年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害者計画2021、第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画の素案について ● 計画策定に向けた今後のスケジュールについて
第3回	調整中	

③ パブリックコメントの実施

調整中

3 用語解説

あ	解説
ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。一般に「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術全般を指す。
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人に対して、公共機関等が積極的に在宅の対象者を訪問して社会生活を支援する活動。
い	解説
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
え	解説
NPO法人	ボランティア団体等特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入等が可能となる。同法により認証された法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
か	解説
ガイドヘルパー	主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。
かかりつけ医・歯科医	身近な地域の診療所等で日常的に医療を受けたり、健康に関する相談ができる医師・歯科医のこと。
学校ファミリー	通学区域の重なる幼稚園・認定こども園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携等の基盤となる北区独自の教育システム。 12のサブファミリーごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、さまざまな連携・交流活動を実施している。
き	解説
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で多動、自傷、異食等の行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
け	解説
権利擁護センター	高齢者や知的障害者、精神障害者の財産保全や成年後見制度、苦情相談等、権利擁護に関する総合的なサポートを行う施設で、北区では北区社会福祉協議会により権利擁護センター「あんしん北」が運営されている。

こ	解説
高次脳機能障害	外傷性脳障害、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害のこと。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。
コミュニケーション支援ボード	主に知的障害のある人や自閉症の人等、話し言葉でのコミュニケーションが難しい人とコミュニケーションを取る際に、意思疎通を助けるものである。施設の窓口等に常設され、利用者が文字とともに表示されたイラストを指さし、自らの伝えたいことを相手に伝えるという使い方をする。
し	解説
指定事務受託法人制度	区市町村は、障害福祉サービス等の支給に関して必要があると認める場合に、サービス提供事業者等に対し、報告徴収、物件提示命令、職員による質問又は立入検査を行うことができる。これらの調査に係る事務の一部を都知事が指定した指定事務受託法人に委託することを可能とする制度。
児童発達支援センター	児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。
自閉症	<p>先天的な原因から①対人関係の特異性、②コミュニケーションの質的障害、③イメージーションの質的障害、という3つの特徴が表れることから診断される障害。</p> <p>自閉症は、重度の知的障害を合併している人から知的な障害がほとんどない人、IQ（知能指数）が通常より高い人まで幅広く、その個性も多様となっている。どこからどこまでが「知的障害」、どこからどこまでが「自閉症」と区切れるものでなく、まるで虹の光のように連続していることから「自閉症スペクトラム」といわれる。</p>
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とする非営利の民間組織。各種福祉サービスや相談事業、ボランティア等の支援、さらに地域の特性を踏まえた独自の事業等を行っている。
重症心身障害児（者）	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童（者）。
就労支援センター	障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるように、就労面と生活面の一体的な支援を行う施設。
手話通訳者	音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

し	解説
障害者虐待防止センター	障害者の虐待に関する通報や届け出、支援等の相談を受け付ける窓口。北区では障害福祉課王子障害相談係内に北区障害者虐待防止センターを設置している。 電話：03-3908-9081/FAX：03-3908-5344
障害支援区分	障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
障害者の権利に関する条約	あらゆる障害者（身体障害、知的障害及び精神障害等のある人）の、尊厳と権利を保障するための条約。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした法律。
食育	生涯を通じて、一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保ができるように、自らの食事について考える習慣や食事に関する知識や判断力を身につけるための学習のことを指す。
ジョブコーチ	障害者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなどきめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように職場内外の環境を整える。
自立支援医療	平成18年4月から開始した制度。これまでの「更生医療」、「育成医療」、「精神障害者通院医療費公費負担制度」について、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率と安定を確保するため、利用者全体で支える制度として一つに統合された。障害のある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う。
身体障害	身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に分類される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。
せ	解説
生活習慣病	食生活、運動、休養のとり方、喫煙、アルコール、歯みがき等の毎日の生活習慣が病気の発症や進行に大きな影響を及ぼす疾病。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症等がある。
精神障害	統合失調症、気分障害等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

せ	解説
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により1級から3級がある。
精神通院	精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。自立支援医療のひとつ。
成年後見制度	知的障害や精神障害のある人、又は認知症高齢者の親亡き後等、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護する制度。
そ	解説
相談支援専門員	障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。
ち	解説
地域活動支援センター	地域活動支援センターはⅠ型からⅢ型までである。 Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。 Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。
地域共生社会	高齢者・障害者・子ども等すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に造り、高め合う社会。高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」（医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援）を深化させた、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みのこと。
地域生活支援拠点等	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害児・者の地域生活支援を推進する観点から、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。
地域福祉権利擁護事業	判断能力の不十分な高齢者や知的障害のある方等を対象に、福祉サービスの情報提供や利用手続き等の援助を行う。
知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。
て	解説
デジ図書	視覚障害等で活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。

と	解説
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校におくことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受けることができる。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
な	解説
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す。昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。
の	解説
ノーマライゼーション	障害者や高齢者等、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
は	解説
発達障害	発達障害者支援法の定義では、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと想定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれる。
バリアフリー	障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ひ	解説
ピアサポート	自らが障害や疾病の経験のある方が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うこと。
避難行動要支援者名簿	災害のときに、自分の力で避難することが難しく、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」として、自動的に、又は希望した方を名簿に登録している。名簿は、安否確認等の避難支援に活用される。
ふ	解説
福祉的就労	障害のため、働く機会が得られない障害のある人の働く権利を保障する場。
福祉避難所	災害等が発生した場合に、一般的な避難所での生活に支障が想定される者（要配慮者等）が必要なケアや支援を受けたり、滞在したりすることが可能なバリアフリー化が図られた避難所のこと。
ほ	解説
法定雇用率	障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）。
ゆ	解説
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢、性別、文化等の違いにかかわらず、誰もが利用しやすい施設・製品・情報等のデザインのこと。誰にでも安全で使いやすいように配慮されたエレベーターや車いす利用者が円滑に利用できるトイレ、障害者や外国人でもわかりやすい絵による案内（ピクトグラム）等がある。
よ	解説
要約筆記者	聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。
り	解説
リハビリテーション	医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーション等を含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障害のある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。
療育手帳	知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」等の名称が使われ、障害程度の区分も各自治体で異なる。